前漢の將軍

大庭脩

はじめに

將軍という官職は、史記、兩漢書をはじめ漢代の史料に普遍的に見られる官職であるのに、案外制度上の説明を加えた記事が乏しくて實態のとらえにくい官職である。その傾向は後世の政書、例えば通典の記載でも簡單であるし、補漢兵志などでも記載がなく、將軍に關する制度的な記述というものは一般に少ないように思われる。漢書の百官公卿表ではただ

前後左右將軍、皆周末の官なり。秦之による。位上卿、金印紫綬。漢は常には置かず。或は前後あり、或は左右あり。皆兵及び四夷を掌る。

としるし、續漢書の百官志一には

將軍、常には置かず。本注に曰く、背叛を征伐するを掌る。公に比する者四。第一は大將軍、次は驃騎將軍、次は車騎將軍、次は衛將軍なり。又前後左右將軍あり。

としるしている。國の內外の背叛するものを征伐するとか、兵及び四夷を掌るとかいうような將軍の職掌は理解するに難くない。しかしこれだけの説明では漢代の將軍という官職を把握するには充分なものとは考えられない。例えば漢書百官公卿表には前後左右將軍とあるが、大將軍にも票騎將軍にもふれないし、その他の將軍名もみえない。續漢書百官志の本注では、先に引用した説明にひきつづいて、武帝が衛青の征伐の功をよみして大將軍に任じて尊寵したことよりはじめ

て、後漢時代における三公に比すべき將軍の任命の沿革を述べているが、そこに記されている將軍名はごく少ない。例えば光武帝の初の時期について

世祖の中興に、吳漢大將軍を以て大司馬となり、景丹驃騎大將軍となり、位公の下に在り。前後左右雜號將軍に及びては衆多く、皆征伐を主どる。事訖りて皆罷む。

としるし、多くの將軍は雜號將軍と一括してよび、特に說明もない。しかるに晉書職官志、宋書百官志、隋書百官志と官職を記載する志類をたどってゆくと將軍はまことに多種多樣となり、晉書や宋書には漢代にその將軍が初めて置かれたと說くものも見られ、隋書百官志によれば梁代天監年間には一百二十五號という多數の將軍が置かれた記事が見うけられる。これは假に後漢末から三國時代以降、分裂時代にはいって戰亂が續いたために將軍の數が增えたのだと理解しても、その漢代との相違はこのままでは說明が難かしい。漢代の將軍に關する記事が簡單にすぎることがその原因であろう。從って官職の變遷を考察するためには、是非この空白を埋める必要があるように思われる。

更にそれに加えて考えたいことは、兩漢書の記載が簡單なのにもかかわらず「將軍は常には置かず」という說明が共通しており、しかも武帝の末に霍光が大將軍になって以後王莽時代までの前漢末期には、將軍は常置されていたのではないかと思われる節があることである。この時期に關わりのある漢書の記事を讀む者にとっては、「將軍は常には置かず」という說明はむしろ奇異にひびくのである。とするならば兩漢書の表志の記事の檢討は必須の作業と思われるので、私はここにまず前漢時代を中心にして漢代の將軍について調べてみたいと思う。

一　將軍の基本的性格

一　將軍の權限　將軍という官名は本來「晉の獻公が二軍を作り、公は上軍を將い、太子申生は下軍を將いた」というように、軍を將いるという行爲より轉じてできたもので、戰國の初期には既に存在した官名であると思われる。先秦の

文獻にみる將軍の用例については、顧炎武が日知錄卷二四で引證しているから特に繰返さない。戰國時代には七國いずれにも存在し、秦漢兩帝國もこれをついで置いたものである。そこでしばらく戰國から漢初にいたる時期の將軍に關する挿話を考察しながらその基本的な性格を述べてみよう。

その最初は劉邦が漢王の時に韓信を大將に拜した挿話[1]である。漢王のもとを亡げた韓信をとどめた蕭何は、漢王が常に慢にして無禮なのをいさめ、大將を拜するに「良日を擇びて齋戒し、壇場を設けて禮を具」えよといい、王がこれを許して壇場を設けるのをみた諸將は「諸將皆喜び、人人各々、自ら以て大將を得たり」となしたという。この話は通典の禮典、軍禮、命將出征の條にも引用してあるが、大將を任命する際には誰が見てもそれとわかる特別な儀式が行なわれたことを物語っている。そして儀式が終ると韓信は「上坐」したとある。說苑卷一五の指武篇に

將師受命者、將率入、軍吏畢入、皆北面再拜稽首受命、天子南面而授之鉞、東行西面而揖之、示弗御也。

とあるのはまさしくこの儀式の大體をいうものであろう。かくてひとたび任命されると、誠に大きな權限を持つことは周亞夫の挿話が物語る。

文帝の後六年、將軍宗正劉禮が霸上に、將軍祝茲侯徐厲が棘門に、將軍河內守周亞夫が細柳に軍して匈奴の侵入に備えた（文7）[2]とき、文帝は自ら軍を勞らうため、霸上及び棘門にいたった。その時帝は直ちに軍中に馳せ入り、將以下は騎して送迎したが、細柳軍にいたると天子の先驅は壁門で止められて入ることができず、先驅が「天子まさに至らんとす」と告げても軍門都尉は「將軍の令していうに軍中將軍の令を聞き、天子の詔を聞かざれ」とあるとて門を開かず、文帝が到着しても入ることができない。帝は節を持した使をして將軍に詔を傳えしめ、始めて亞夫は言を傳えて壁門を開かしめた。壁門の士吏は從屬の車騎に對し「將軍約すらく、軍中は驅馳するを得ず」といい、帝もその約に從い轡を按じて徐行した。營に至ると亞夫は武器を持ち一揖して「介冑の士は拜せず、請うらくは軍禮を以て見えん」といい、帝も車に式して禮をなしたが、軍門を出でて羣臣は皆驚き、文帝は此れこそ眞の將軍であると感嘆久しかったという。もとよりすべて

の將軍が周亞夫のようであるわけではないことは劉禮・徐厲兩將軍と比較しても明らかである。しかし「將軍令曰、軍中聞將軍令、不聞天子之詔」といい、あるいは「將軍約、軍中不得驅馳」といって、皇帝すら軍中においては將軍の統制に從わねばならず、軍士には將軍の命令の方が皇帝の詔に優先することすら許されることに注目したい。すなわち將軍はいちど任命されると任命者の統制の枠外に出ることすら可能になるという大幅な獨立性と權限が與えられる。それはもとより戰に勝利をもたらすためにほかならない。

將軍が任命されて後その權威を王に對しても部下に對しても確認する挿話が奇しくも兵家の祖ともいうべき司馬穰苴と孫武とに殘っている。史記孫子列傳にある、孫武が吳王闔盧の望みにより宮中の美女百八十人を二隊に分け、王の寵姫二人を各隊長として用兵をしめした物語は人口に膾炙している。孫武は彼の鼓に從わず笑っていた婦人たちの罪を責めて左右隊長を斬ろうとし、おどろいてとどめる吳王にむかって「臣既に已に命を受けて將と爲る。將、軍に在りては君命も受けざる所有り」といっている。また史記司馬穰苴列傳によると、齊の景公より將軍に任ぜられた穰苴は寵臣莊賈を監軍としていただいたが、莊賈が期に後れるとこれを斬り、更に景公の旨をうけて賈を赦す命を傳える使者が、節を持して軍中に馳せ入ると、穰苴は「將、軍に在れば君令も受けざる所有り」といい、使者が軍中を馳せた罪をとうて僕と車の左驂、馬の左驂を斬って三軍に徇え、三軍の士は皆振慄したという。これは白虎通三軍篇に

大夫將兵出、不從中御者、欲盛其威、使士卒繫心也、故但聞軍令、不聞君命、明進退在大夫也。

とあり、また王者不臣篇に

不臣將帥用兵者、重士衆爲敵國、國不可從外治、兵不可從內御、欲成其威一其令。

とあるように令を一にし威を成さんが爲で、漢代においても理論的に認められていたことがわかる。穰苴のように將軍となった者が期に後れた者を斬殺して所謂血祭にあげ、將たるの權威をしめし、專殺權の存することを見せて部下の將士を威嚇し、統制下に入れようとする例は他にも存して常套手段になっているが、將の命を聞かぬ者は王の意志の如何に拘り

なく、將の判斷で殺し得ることこそ將軍に委ねられた最も重大な權限であると思われる。この權限が漢代に入ってもなお存している具體例として李廣の例をあげよう。[3] すなわち李廣が一時將軍を免じられて屏居していた頃に、夜一騎を從えて田間において飲酒しての歸途、醉うた霸陵の尉に呵止されて恥かしめられ亭下に宿さしめられたが、右北平太守に再任すると霸陵の尉に請うて俱に軍に至り、之を斬り、上書して自ら陳述し罪を謝し、帝からはとがめを受けなかったことがある。とがめをうけなかった理由は將軍の軍中でおこったことであるからとのみはいえない。李廣が名將であり、匈奴が遼西に入っている危機でもあったから大事の前の小事と見られたことにもあるだろう。しかし、自己の軍中に伴なった上で斬ったという行爲の原理は、霸陵で斬れば罪にふれるものが、李廣の軍中においてはふれないという計算があった、すなわち專殺權が存在するからであるといってよい。

このような專殺權を含む強い權限を王或いは皇帝から委讓されるがゆえにその任命には韓信の挿話にあるような儀式が行なわれ、莊重に任命されたのであるし、またこのような強い權限をもつものであるからこそ輕々しく任命すべきものではなく、ここに「將軍は常には置かず」という漢代の官制の基本があったものと考えられる。

それでは一體將軍に委任される權限とは何であろう。先にのべた專殺權はもとよりその一つであるが、漢書の馮唐傳によると唐が文帝にいった言葉に

臣聞、上古王者遣將也、跪而推轂曰、閫以內寡人制之、閫以外將軍制之、軍功爵賞、皆決於外、歸而奏之、此非空言也、臣大夫言、李牧之爲趙將居邊、軍市之租、皆自用饗士、賞賜決於外、不從中覆也、委任而責成功。

とある。この軍功爵賞を自由に決めて中覆に從わぬという褒賞權もあったのである。馮唐の右の上言は、雲中守の魏尙が匈奴との戰の後で斬首捕虜の數を中央に報告（上功）したときに差が六級あったことを責められ（坐上功首虜差六級）て爵を削られ罰作せしめられているのを救うためになされたものであるが、廣く吏卒に對する給與までを含めての褒賞權と、專殺權卽ち死刑を含む處罰權、換言すれば賞罰の二柄が委任されたということになる。そこで任命された將軍が、何

時からその部下に對して強權を振い得るのかという問題を考えてみよう。

二　誓＝約束　先にあげた司馬穰苴傳によると、穰苴は監軍莊賈と旦日日中軍門に會せんと約し、先に軍に至り日晷の表をたて漏刻を設けて賈を待ちうけ、日中になって賈が到着しないのを確認すると表を仆し、漏刻を決して「軍門を入り、軍を行らし兵を勒し、約束を申明し、約束既に定まる。夕時莊賈乃ち至」り、そこで穰苴がこれをなじったのである。その時の穰苴の言葉に「將は命を受くるの日に則ち其の家を忘れ、軍に臨んで約束すれば則ち其の親を忘る」とある。また孫子列傳では、孫子は婦人たちに前後左右の行動を指示し、婦人たちは諾した後、「約束既に布き、乃ち鈇鉞を設け、卽ち之を三令五申」し、右にゆけと命じたが婦人たちは笑って行動しなかった。そこで孫子は「約束明らかならず、申令熟せざるは將の罪なり」といって「復た三令五申」し、改めて鼓して命じたが婦人たちが行動しなかったので「(約束が)既に已に明らかにして法の如くならざるは吏士の罪なり」といって兩姫を斬ったのである。兩者に共通して「約束既に定まる」「約束既に布く」とあり、またその約束は或いは申明し、或いは「三令五申」されて、その後斬殺がなされている。將軍が約束を出すことは史記廉頗藺相如列傳に趙括が廉頗に代ると「悉く約束を更め、軍吏を易置した」とあり、或いは趙の北邊の將であった李牧は約して「匈奴卽ち入盜すれば急に入りて收保せよ、敢て虜を捕ふる者は斬せん」といい、その約が守られていたが、これにあきたりなかった趙王が將を代えて失敗し、再び李牧を任命した。李牧は任地に至り「故約の如く」にしたという。すなわち將軍個個によって約束が異なるものであり、周亞夫の例にのべたように「將軍の約」は天子の詔よりも軍士を拘束した。また、司馬穰苴列傳によると穰苴は齊軍を率いて晉、燕の師を擊ち、先に喪失していた領土を奪還して歸るとき、「未だ國に至らざるに兵旅を釋き、約束誓盟を解いてのち邑に入る」とあり、戰が終ると解かれるものでもある。こうしてみれば、約束が布かれると戰時狀態となり、解かれると平時狀態になるものであることがはっきりするわけであるが、約束を布く或いは定めるということについては次のような考察ができる。

約は說文によれば纏束の意味で、纏・繞・縛・繃・束いずれもほぼ同じくむすぶ、しばるということである。これは原

義であるが、注目すべきことには説文の誓の字の解に、誓約束也とある。そこで、説文がしばしば行なう「束は縛なり」「縛は束なり」という相互を轉倒して説明する論法を用いると「約束とは誓である」ということになる。つまり誓と約束とは同じものであると考えると、この問題は隨分多くの資料を持つことになる。④

周禮秋官士師の職にみえる五戒の筆頭に誓があり、「之を軍旅に用う」とあるのはまさにこの誓＝約束にあたるのである。そしてその最も古典的な例は尚書にみえる六篇の誓であろう。これらの諸篇が何時成立したかはしばらく置くが、⑤秦誓をのぞく甘・湯・泰・牧・費の各誓はいずれも戰の前になされ、長短の別はあっても第一段に誓を聽く者に對する呼びかけ、第二段には討つべき敵と戰をおこした理由、第三段には部隊各員の從うべき義務、第四段には命に從うと否とについての賞罰を明らかにするという形式を踏んでのべられ、戰をなす場合當然必要なことが盛りこまれている。とりわけ費誓では第四段の部分の處罰に關する所が增加し、弓矢を整備すべきこと、はぐれた牛馬、逃げた奴隷を捕えた時にはもとの主人にもどすべきこと、持場や列をはなれて牛馬奴隷を追うべからざること、食糧、建築材料、軍斐を貯うべきことなど具體的な指示命令がのべてあって、將の命令の特質をそなえており、何故戰前に誓を聽かねばならぬかがよく理解されよう。左傳哀公二年の條にみえる趙簡子の誓もこれであって、鄭の師を攻める理由を明示し、「此の行に在りて、敵に克つ者、上大夫は縣を受け、下大夫は郡を受け、士は田十萬、庶人工商は遂げ、人臣隷圉は免がれん。志父罪無くんば君實に之を圖らん」という。尚書の誓篇では王自ら師を率いているから賞罰も戰の後に自ら行ない得るが、趙簡子は卿として師を率いているため自分に罪がなければ君が取りはからって下さるであろうという表現にならざるを得ない。そして、戰國時代になると、王に代って師を率いて出動する者——將軍——にあらかじめ權限の委讓を行なって戰場におもむかせるようになってきたのであろう。また、成公十六年の傳には、楚と晉との戰の前に楚子卽ち楚の共王が巢車に登って晉軍の様子を望み、その行動を前年晉より楚に奔った伯州犂に問うくだりがあって、戰鬪に入る寸前の行動が詳しくわかる。

王曰、騁而左右、何也。曰、召軍吏也。皆聚於中軍矣。曰、合謀也。張幕矣。曰、虔卜於先君也。徹幕矣。曰、將發

命也。甚囂且塵上矣。曰、將塞井夷竈而爲行也。皆乘矣。左右執兵而下矣。曰、聽誓也。戰乎。曰、未可知也。乘而左右皆下矣。曰、戰禱也。

つまり軍吏を中軍に聚め、作戰を立て、幕を張ってトし（趙簡子の場合も誓に先んじてトしている）、井竈を壞って行動を起さんとしてここで誓がなされているのであるが、これも春秋時代の戰で、戰國時代になると將軍が任命され、軍に臨んで軍を指揮下に入れる時に誓言を發して統轄するように變ってきたものと思う。[6] 司馬穰苴の例はまさにそれを示唆するものと思う。このように將に任命されたものが軍陣に臨んで麾下の士卒に誓うことは後世にいたるまでなされていた。例えば宋の曾公亮等の撰になる武經總要前集卷五の軍誓の條などはその一例である。

三　斧鉞の意味するもの

斧鉞とは、孫子列傳には「約束既に布き、乃ち鈇鉞を設く」といっている。牧誓にも「王左に黃鉞を杖き、右に白旄を秉りて以て麾く」とある。尙書の傳や正義では、黃鉞の目的が殺戮にあることを述べているが、武經總要にみえる誓の中にも「皇帝我に斧鉞を授け」という句があり、後世にいたるまで將軍のシンボルとなっているものである。これの意味について多少の考えをのべておきたい。淮南子の兵略訓を見ると

凡國有難、君自官召將、詔之曰、社稷之命在將軍、卽今國有難、願請子將而應之。將軍受命、乃令祝史丈卜齋宿三日、之太廟、鑽靈龜卜吉日、以受鼓旗、君入廟門、西面而立、將入廟門、趍至堂下、北面而立、主親操鉞持頭、授將軍其柄曰、從此上至天者、將軍制之、復操斧持頭、授將軍其柄曰、從此下至淵者、將軍制之、將已受斧鉞、答曰……

と將軍に斧鉞を授ける儀式が記されている。これと殆ど同じような文章が六韜の立將篇にもみえているが、[7] 君主が西面して立つのは君臣の位でなく賓主の位にあって將軍を尊重する意味であり、[8] 斧鉞の頭を操って柄を授けるのは信賴を意味し、斧鉞を授けること自體が權限の委讓をしめすものである。[9] そして、斧鉞が殺戮を意味することは尙書の傳や正義のいう通りであるが、何を殺戮するのかといえば將軍の命に從わぬ部下、換言すれば將軍の誓＝約束に從わぬ皇帝の臣や民をなのであって、敵をではないのである。國語の魯語に、而してそれは漢書刑法志にもある所の

大刑用甲兵、其次用斧鉞、中刑用刀鋸、其次用鑽笮、薄刑用鞭朴、以威民也。故大者陳之原野、小者致之市朝。

とある五刑、兵刑一致の思想に關連づけると理解し易いのではないかと私は考える。[10] 大刑の中にある甲兵は、天命王命に従わぬ者に對して用いられる軍そのものによる誅伐であり、斧鉞はそれに次ぐ軍吏・兵卒の反戰的行動、軍律違反に對する威嚇であり、處罰としての死刑である。そして甲兵も斧鉞も大刑であって原野において行なわれ、市朝において行なわれる中刑以下の通常の刑罰とは異なっているのである。斧によって行なう斬刑は罪人を質（鑕・櫍）という臺に横たえて執行し、[11] 斬る場所は腰であろう。従って要斬は「斬るに鈇鉞を以てす」[12] ということになり、同じ死刑でも漢では刀刃を以て斬る棄市よりも重い。[13] 棄市は中刑にあたるのではないか。ちなみに、甲兵による刑は具體的には斬首ではなかろうか。そしてその刑を執行する側、卽ち王或いは皇帝側の軍隊にはその斬首が卽ち功になるのであろう。それはともかくとして、斧鉞による要斬が漢代の刑罰上意味のあったことを具體的に示したいと思う。

武帝以後前漢末にいたる間におこった大きな反亂で漢書に記錄されているものは

1　天漢二年秋の泰山琅邪の壐盜徐勃等の反亂　（武帝紀・咸宣傳など）
2　成帝河平三年九月の東郡莊平の男子侯母辟らの反亂　（天文志）
3　成帝陽朔三年六月の潁川郡の鐵官の徒申屠聖らの反亂　（成帝紀）
4　成帝鴻嘉三年十一月の廣漢郡の男子鄭躬らの反亂　（成帝紀・五行志・薛宣傳）
5　成帝永始二年十二月山陽郡の鐵官の亡徒蘇令らの反亂　（成帝紀・天文志）
6　成帝永始三年十二月陳留郡尉氏縣の男子樊竝らの反亂　（成帝紀・天文志・五行志）
7　平帝元始三年夏の陽陵の任横等の反亂　（平帝紀）

などを數えることができる。このほかに戾太子の反亂があるが、これは性格が違うのでここでは論じない。右のうちで1の天漢二年の亂は大規模で沈命法の制定のもとになったことは後に述べる通りである。2―7は紀元前二十六年以後、成

帝平帝の前漢末に頻發しているわけであるが、これらの亂は多くは「自ら將軍と稱し」「武庫の兵器を奪い」、郡縣の長吏を殺害している。1の亂は咸宣傳によれば南陽郡の梅免・百政、楚の段中・杜少、齊の徐勃、燕趙の間の堅盧・范主などがその渠率で「擅ままに自ら號した」というが、恐らく將軍を號したものがいたに違いない。前漢時代の武裝蜂起は將軍を自號することが多かったと思われる。それは、翟義が兵を擧げて自ら大司馬柱天大將軍と號したこと、それを聞いた三輔の茂陵以西汧に至る二十三縣で趙明、霍鴻らも自ら將軍と稱して官寺を攻め燒いたこと、[14]或いは天鳳元年の琅邪の呂母も數千の衆を率いて自ら將軍と稱したこと、[15]ないしは新末の反亂軍にも將軍を自稱するものがあったことも[16]同じ範疇でみてよいだろう。そして將軍という官の性格とも深く關りあっているものと思われる。卽ち天下が盡く動亂に卷き込まれたならばともかく、そうでない時期に、或いは武庫の兵を出させ、或いは糧食を徵發し、或いは郡縣の長吏を殺して自分の命令の下にいれることなどの手段を、常法を越えて行なっても疑念をさしはさまれる餘地の少ない官として將軍は都合がよかったと思われるからである。

これに對して漢王朝側は繡衣御史を派遣して鎭壓するのが普通であった。繡衣御史は武帝時代に侍御史の一つとして創設されたが、[17]それは天漢二年の反亂の鎭定のためであることは明らかである。漢書武帝紀の天漢二年秋の條に

泰山琅邪羣盜徐敎等、阻山攻城、道路不通、遣直指使者暴勝之等、衣繡衣、杖斧、分部逐捕、刺史郡守以下皆伏誅。

としているのがそれで、繡衣御史とも直指使者とも、或いは單に繡衣[18]・直指ともいう。この時の狀況は咸宣傳では

上始使御史中丞丞相長史使督之、猶弗能禁、乃使光祿大夫范昆、諸部都尉及故九卿張德等、衣繡衣、持節虎符、發兵以興擊、斬首大部、或至萬餘級、以法誅通行飲食、坐相連郡、甚者數千人、數歲迺頗得其渠率、散卒失亡、復聚黨、阻山川、往往而群、無可奈何、於是作沈命法曰、群盜起、不發覺、發覺而弗捕滿品者、二千石以下至小吏、主者皆死。

とする。また元后傳にみえる王賀の傳によれば

王賀字翁孺、爲武帝繡衣御史、逐捕魏郡羣盜堅盧等黨與、及吏畏懦逗遛當坐者、翁孺皆縱不誅、它部御史暴勝之等、奏殺二千石、誅千石以下、及通行飲食、坐連及者、大部至斬萬餘人、翁孺以奉使不稱免。

とある。更に傷不疑傳でも同じ事を

武帝末郡國盜賊羣起、暴勝之爲直指使者、衣繡衣、持斧、逐捕盜賊、督課郡國、東至海、以軍興誅不從命者、威振州郡。

と記している。また王訢傳では

王訢濟南人也、以郡縣吏積功、稍遷爲被陽令。武帝末、軍旅數發、郡國盜賊羣起、繡衣御史暴勝之、使持斧逐捕盜賊、以軍興從事、誅二千石以下、勝之過被陽、欲斬訢、訢已解衣伏質、仰言曰、使君顓殺生之柄、威震郡國、今復斬一訢、不足以增威、不如時有所寬、以明恩貸、令盡死力。

とある。これらの記事を總合してみると事の經過は次のようなことであろう。天漢二年秋に南陽・楚・齊などで度重なる武帝の遠征を不滿として武裝蜂起、反亂が多く發生した。最初は御史中丞や丞相長史などの通常の警察力で鎭壓しようとしたが手に負えないので、暴勝之、范昆、張德、或いは在地の部都尉などに繡衣を衣させ、斧或いは節を與え、又は銅虎符を用いて郡兵を動員せしめて盜賊を斬殺した。一方漢朝の地方官吏を督察するために繡衣御史に專殺權を與え、千石以下は卽斷で、二千石は奏請の上で誅殺することを許した。ここに共通している特色は繡衣御史が斧を持し繡衣をきて「兵を發し興を以て擊つ」「軍興を以て命に從わざる者を誅す」「軍興を以て事に從う」などという軍興法を適用していることである。興は縣官が聚物を徵することをいうが、[16] それが軍命令或いは軍事目的のためになされるのを軍興といい、從って強制力が強く命令違反に對しても嚴しい。軍興をさまたげる行爲が乏軍興で、乏軍興は斬刑であることは尙書に既にあり、[17] 漢にあっても斬刑であること律に規定が存する。[18] その適用範圍は極めて廣く、人員を乏く場合でも、[19] 馬匹を乏く場合でも、[20] 或いは獨斷で兵を發した場合でも[21] 乏軍興が適用された。從って軍興法の適用は「兵革の事、戰鬪の患」のない限り

はつつしむべきことであり、若し發しられたならば民衆を驚き懼れしめるものであった。「軍興を以て事に從う」とは、實は戰時としての法の適用を行なうことである。また漢朝の官吏を監督するために賊の發生件數の率によって罪をとう沈命法が作られたが、それまでに用いられている法は畏懦逗遛と通行飲食である。畏懦逗遛とは漢書韓安國傳注や同武帝紀注に如淳がひく

軍法、行而逗遛畏懦者要斬。

とある佚文で明らかなように軍法の規定で、應劭も「逗は曲行して敵を避くるなり、軍法の語なり」と注している。反亂の暴徒を鎭定できないのを、戰場で敵を避け、戰鬪におくれ、戰わぬのと同樣卑怯な行爲として罰しようというのである。從って反亂鎭壓の漢吏に對して軍法を適用して規律を肅正しようとしていることは明らかで、いわば戒嚴令を布いた狀態と考えてよいと思う。衣繡衣・杖斧という繡衣御史の姿は專殺權を委ねられた、將軍に準ずる戒嚴司令官の姿であるといえる。その故に百官表の御史大夫の條に

侍御史有繡衣直指、出討姦猾、治大獄、武帝所制、不常置。

と、將軍と同樣「不常置」の原則が記されているのである。以上の說明で斧鉞が軍隊內部を規制する爲であったこともあわせて明らかになったであろう。

四　軍法と律令の關係　そこで將軍の刑罰權に關連して、誓＝約束の中に含まれた規定が軍命令としてもつ拘束力というものにも注目しておく必要がある。上述のところから最も基本的な、圖式的な意味では將軍が變るごとに約束が異なり、從って軍ごとに法を異にするといえるのであるが、逆にまた軍隊ほど國家民族の別を超えて共通した性格を持っている集團も少ないわけで、實際には各軍に共通する軍規、軍律が有る。例えば「期に後るれば斬」などという規定は晉の軍であろうと吳越の軍であろうと、どの部隊にも共通の規律であると思う。戰國時代には各國にはその國の軍には共通する法、或いは慣習が成立していたと想像される。漢帝國ではそれが軍法であるが、軍法は漢初に韓信によって整備された。

漢書の高帝紀の末に「天下既に定まり、蕭何に命じて律令を次せしめ、韓信をして軍法を申べしめ、張蒼をして章程を定めしめ、叔孫通をして禮儀を制せしむ」とあり、蕭何の律令、張蒼の章程、叔孫通の禮儀と並ぶべきものである。もつとも後世、例えば唐律では擅興律が軍事に關係した律であるが、その中に含まれるようなより基本的包括的な條文は、この時に蕭何が創制した興律、廐律の内に編成された。例えば最も重要で適用範圍の廣い「乏軍興」は廐律にある。これに對して後世、例えば唐令で軍防令のなかに規定されるような條項が軍法に記されものと思われる。

漢の軍法の佚文は漢律の研究書に七條ばかりかかげられている。その一條が先に掲げた逗留畏懦者に對する制裁規定であるが、「五人爲伍、五伍爲兩、兩有司馬、執鐸」、「百人爲卒、五人爲伍」、「正亡屬將軍、將軍有罪以聞、二千石以下行法焉」などは軍の構成や軍吏の性格を規定したものであり、「吏卒斬首、以尺籍書下縣移郡、令人故行不行、奪勞二歲」は軍功に關する規定、「父子俱有死事、得與喪歸」は戰死に、「有人從軍屯及給事縣官者、大父母父母死未滿三月、皆勿徭、令得送葬」は卒の喪歸に關する規定である。私はこのほかに新らしく軍法の條文の名前として「捕斬單于令」というものがあったことを指摘する。これは漢書卷七十陳湯傳に、甘延壽と陳湯が郅支單于の首を斬って歸還した功を論ずるにあたって、皇帝より諮問された公卿が「宜しく軍法捕斬單于令の如くなるべし」と答えたとあることでわかる。

このことで二つの重要なことを考え得る。まず漢初の匈奴との關係からいえば漢側が匈奴に壓迫されていたのであるから、捕斬單于令というようなものの存在は考えられず、むしろ武帝時代に制詔によって追加されたものと考えられる。その點は捕斬單于令とあることでも明らかで、軍法が漢初に制定された時にはなく、後に追加され軍法に編入されたものと推定できる。從って軍法は律令の令に準ずるものと解釋すべきである。[39] 今一つはこれは軍法に含まれている褒賞規定であるということである。私は、先にのべたように將軍は處罰權と褒賞權とを委讓されていて、それが軍法に成文化されていると理解しているから、これは褒賞規定の存在を證據だてるものと考えられる。とすれば、吳王濞傳に吳王が反亂に際して同盟の諸王にしめしたところの

能斬捕大將者賜金五千斤封萬戶、列將三千斤封五千戶、裨將二千斤封二千戶、二千石千斤封千戶、皆爲列侯、其以軍若城邑降者、卒萬人邑萬戶如得大將、人戶五千如得列將、人戶三千如得裨將、人戶千如得二千石、其小吏皆以差次受爵金、它封賜皆倍軍法、其有故爵邑者更益勿因、願諸王明以令士大夫、不敢欺也。

とあるのは、服虔の注に「封賜漢の常法に倍す」というように、漢の軍法の規定に倍する褒賞を「約束」したものであって、軍法の規定を類推することができる佚文に準ずるものといえる。また李廣傳の記事に

擊右賢王、有功中率、封爲樂安侯。諸將多中首虜率爲侯者。

などとあり、顏師古が「率とは軍功封賞之科の著して法令に在るものをいうなり」とする法令は、實は軍法の一條であろうと思われる。更に、曹參傳や灌嬰、夏侯嬰、樊噲、酈商傳など、高祖に從っていた功臣達の傳には、彼等の戰歷が記されているが、例えば曹參傳に

攻下邑以西至虞、擊秦將章邯車騎、攻轅戚及亢父、先登、遷五大夫、北救束阿擊章邯軍、陷陳、追至濮陽……

というように戰の經過と、それから「先登」「陷陳」「疾鬪」「戰疾力」「疾力」「以兵車趣攻戰疾」「卻敵」などの語があり、その功に對する褒賞「遷五大夫」「賜爵列大夫」などの記載が續いている。これは前漢の初めだけではなく、例えば辛慶忌傳にも「陷陳却敵」の語がみえる。この「先登」以下「卻敵」にいたる語が文章上置かれるべき場所に「斬首何級」「捕虜何人」「降卒何人」「斬都尉何人」「斬候何人」などの語が置かれている場合もあるから、これらは明らかに軍功を表現する語句であり、また軍法に著されていたに違いない。漢律の研究書が說文解字に含まれた佚文の一字をもおろそかにせぬ立前にならうならば、これらも軍法の佚文であることは疑いあるまい。そして後世、例えば唐六典卷五兵部員外郎の勳獲之等級の注に記されている「上陣」「上獲」「跳盪」「降功」などに續くものであろうと考えられる。

以上の考察をまとめると、軍事關係の規定のうち最も基本的なものは律に、賞罰を含む細則的なものが軍法に編纂されたと推定されるわけである。そこで漢になってからの將軍が、その軍獨自においた約束は、當然この範圍に限られてくる

であろう。ただ李廣傳に

程不識故與廣俱以邊太守將屯及出擊胡、而廣行、無部曲行陳、就善水草頓舍、人人自便、不擊刁斗自衞、莫府省文書、然亦遠斥候、未嘗遇害、程不識正部曲行伍營陳、擊刁斗、吏治軍簿、至明、軍不得自便、不識曰、李將軍極簡易、然虜卒犯之、無以禁、而其士亦佚樂、爲之死、我軍雖煩擾、虜亦不得犯我。

とあるように、規則の適用のしかたに解釋の差があったり、周亞夫のように規律の特に嚴しい將軍があったりするわけである。また先にふれた馮唐傳にある雲中守魏尙のような

軍市租盡以給士卒、出私養錢、五日壹殺牛、以饗賓客軍吏舍人、是以匈奴遠避、不近雲中之塞。

とあって士卒の給與を特に厚くする將軍もあり得る。しかしその自由採量は律令の大枠の範圍内に限られるようになったのではないかと考える。[67] なおこれについては法制史上多くの問題點を含むと思う。例えば高祖の集團は高祖を將とする軍としてとらえることは出來ないかということである。そうすると法三章を約すということは關中の父老に對して、反秦軍の司令官として出した軍命令ではないかというような疑問があり得るが、後考にまちたい。

二　前漢に置かれた將軍に關する資料

本節においては、前漢には將軍はどういう樣に置かれたか、どういう名稱の將軍が置かれたかという基礎的な資料を、年代にしたがって提出したい。主な典據は漢書の本紀と百官公卿表である。從って兩者による限り註記はしない。それから時期的には一應高祖の卽位以後、王莽の居攝以前の間に區切っておきたい。その前後は年代順に表記すると極めて繁雜になるためである。

高祖　(1)　高祖五年九月、盧綰が太尉であったが、燕王臧荼の亂が鎭まり、盧綰が燕王になると太尉の官は罷められた。臧荼を擊つ時灌嬰が車騎將軍となった。[68]　(2)　高祖七年、匈奴を擊った時、灌嬰が車騎將軍として燕趙齊梁楚の車騎を幷せ將いた。[69]　(3)　高祖十

一年十月、陳豨の反亂に對して周勃を太尉とし、將軍郭蒙、將軍柴武などを置いた。また七月英布の反亂には灌嬰が車騎將軍になった。[29]

惠帝 (1) 惠帝六年、周勃は太尉となり、呂后八年にいたるまで官にあった。樊噲が上將軍となった。[30]

呂后 (1) 呂后七年、趙王呂祿を上將軍とした。また營陵侯劉澤（後の燕王）が諸劉の長ということで大將軍であったことがある。[31]

(2) 呂后八年、呂后の崩後呂氏は灌嬰を大將軍とした。

文帝 (1) 文帝元年、文帝は閏月晦日己酉の日に卽位し、その夜代の中尉であった宋昌を衞將軍に任じて南北軍を鎭撫せしめ、十月二日辛亥、右丞相陳平を左丞相、太尉周勃を右丞相、大將軍灌嬰を太尉とし、三日壬子、皇太后を迎えるため車騎將軍薄昭を代に遣わした。 (2) 文帝二年十一月、日食があったのを機會に徭費を省くため衞將軍の屯兵を罷めた。 (3) 文帝三年十二月、太尉灌嬰を丞相とし、太尉の官を罷めて丞相に屬した。 (4) 文帝三年五月、匈奴が北地河南に入寇したので丞相灌嬰を遣して擊たしめ、中尉の材官を發して衞將軍に屬し長安に軍せしめた。 (5) 文帝三年五月、濟北王興居の反亂があり、棘蒲侯柴武を大將軍とし、昌侯盧卿、共侯盧罷師、寧侯魏遫、深澤侯趙將夜の四將軍と十萬の兵をひきいて擊たしめた。また祁侯繒賀は別に將軍となって滎陽に軍した。長安の防衞であろう。 (6) 文帝十四年冬、匈奴が侵入したので中尉周舍が衞將軍となり、郎中令張武が車騎將軍となって渭北に屯し、三將軍を隴西、北地、上郡へ出した。匈奴傳では上郡將軍昌侯盧卿、北地將軍寧侯魏遫、隴西將軍隆慮侯周竈であるとしている。また更に東陽侯張相如を大將軍とし、建成侯董赫、內史欒布を將軍として匈奴を擊った。 (7) 後六年冬、匈奴が侵入した。中大夫令免が車騎將軍、故楚相蘇意、將軍張武が將軍として出動したほか、河內太守周亞夫は細柳、宗正劉禮は霸上、祝茲侯徐厲は棘門に夫々將軍として備えた。 (8) 後七年六月、帝が崩ずると、中尉周亞夫が車騎將軍、屬國悍が將屯將軍、郎中令張武が復土將軍となった。

景帝 (1) 景帝三年正月、吳楚七國の亂がおこった。中尉周亞夫が太尉、竇嬰が大將軍となり、周亞夫は三十六將軍を將いて吳楚を擊ち、將軍鄭寄は趙を、將軍燕相欒布は齊を擊ち、竇嬰は滎陽に屯してこれを監した。[32] (2) 景帝七年二月、周亞夫は丞相にうつり、太尉の官は罷められた。

武帝 (1) 建元元年、武安侯田蚡を太尉とし、翌二年これを免じ官を省いた。 (2) 元光元年十一月、衞尉李廣が驍騎將軍となって雲

中に、長樂衛尉[19]程不識が車騎將軍となって鴈門に屯した。六月に兵を罷めた。　(3)　元光二年六月、御史大夫韓安國が護軍將軍、衛尉李廣が驍騎將軍、太僕公孫賀が輕車將軍、大行王恢が將屯將軍、大中大夫李息が材官將軍となって馬邑谷中に屯して匈奴單于を誘致襲撃しようとした。六月軍を罷め、將軍王恢は首謀不進に坐し獄死した。　(4)　元光六年冬、匈奴が上谷に入ったので、車騎將軍衛青が上谷、騎將軍公孫敖が代、輕車將軍公孫賀が雲中、驍騎將軍李廣が鴈門に出た。　(5)　元光六年秋、匈奴が邊を犯したので將軍韓安國が漁陽に屯した。　(6)　元朔元年秋、匈奴が遼西、漁陽、鴈門に入ったので將軍衛青が鴈門に、將軍李息が代に出て戰った。　(7)　元朔二年正月、匈奴が上谷、漁陽に入ったので將軍衛青、李息が雲中より出て戰った。　(8)　元朔五年春、車騎將軍衛青は六將軍、卽ち游擊將軍蘇建、彊弩將軍李沮、騎將軍公孫賀、輕車將軍李蔡、將軍李息、同張次公を率いて朔方高闕より出で匈奴を擊った。功により衛青は軍中において大將軍に拜された。　(9)　元朔六年二月、大將軍衛青は六將軍、卽ち中將軍公孫敖、左將軍公孫賀、前將軍趙信、右將軍蘇建、後將軍李廣、彊弩將軍李沮を率いて定襄より出で匈奴を擊った。四月再び出擊したが前將軍趙信は敗れて匈奴に降り、右將軍蘇建は軍を亡って獨身脫し還り、贖って庶人となった。　(10)　元狩二年三月、驃騎將軍霍去病は隴西より出で匈奴を擊ち、また將軍去病、公孫敖は北地に、衛尉張騫、郎中令李廣は右北平に出て匈奴を擊った。　(11)　元狩四年夏、大將軍衛青は四將軍、卽ち前將軍李廣、左將軍公孫賀、右將軍趙食其、後將軍曹襄を率いて定襄に出、將軍霍去病は代に出て匈奴を擊った。前將軍李廣、右將軍趙食其は期に後れ、李廣は自殺し趙食其は死罪を贖った。　(12)　元狩六年九月、大司馬驃騎將軍霍去病が薨じた。　(13)　元鼎四年夏、方士欒大を樂通侯上將軍とした。翌年九月誣罔に坐して要斬された。[20]　(14)　元鼎五年秋、伏波將軍路博德は桂陽に出で湟水を下り、樓船將軍楊僕は豫章に出でて湞水を下り、歸義越侯嚴は戈船將軍となり零陵に出でて離水を下り、甲は下瀨將軍となり蒼梧を下り、番禺に會して越を擊った。　(15)　元鼎六年十月、將軍李息、郎中令徐自爲が西羌を征した。　(16)　元鼎六年秋、橫海將軍韓說、中尉王溫舒は會稽に出で、樓船將軍楊僕は豫章に出で東越を擊った。　(17)　元鼎六年秋、浮沮將軍公孫賀は九原に、匈河將軍趙破奴は令居に出て匈奴を擊った。　(18)　元封元年十月、十二部將軍を置き、帝は親しく師を帥いて北邊を巡行した。　(19)　元封二年秋、樓船將軍楊僕、左將軍荀彘を遣して朝鮮を擊った。同三年、楊僕は失亡多きに坐して免じられて庶民となり、荀彘は功を爭いしに坐して棄市された。　(20)　元封二年秋、將軍郭昌、中郎將衛廣を遣して西南夷を擊たせた。　(21)　元封四年秋、拔胡將軍郭昌を遣して朔方に屯した。　(22)　元封六年三月、拔胡將軍郭昌を遣して益州の昆明を擊たせた。　(23)　太初元年五月、因杅

將軍公孫敖を遣わし、塞外に受降城を築かせた。 ㉔ 太初元年八月、貳師將軍を遣わし、大宛を擊たせた。 ㉕ 太初二年秋、浚稽將軍趙破奴が朔方に出で、匈奴を擊った。 ㉖ 太初三年四月、游擊將軍韓說が五原塞外の列城に屯した。 ㉗ 天漢二年五月、貳師將軍は酒泉より、因杅將軍は西河より出でて匈奴を擊った。 ㉘ 天漢四年正月、貳師將軍李廣利が朔方に、因杅將軍公孫敖が鴈門に、游擊將軍韓說が五原に出で匈奴を擊った。 ㉙ 太始元年三月、因杅將軍敖は罪有り要斬された。 ㉚ 征和三年三月、貳師將軍廣利は五原に、御史大夫商丘成は西河に、重合侯馬通は酒泉に出で匈奴を擊った。廣利は敗れて匈奴に降った。 ㉛ 後元二年二月、侍中奉車都尉霍光を大司馬大將軍、侍中駙馬都尉金日磾を車騎將軍、太僕上官桀を左將軍とした。武帝崩じ、昭帝立ち、光は尙書の事を領した。

昭帝 (1) 後元二年冬、匈奴が朔方に侵入したので左將軍桀が北邊に行った。 (2) 始元元年九月、車騎將軍金日磾が薨じた。 (3) 始元四年、騎都尉上官安を車騎將軍、衞尉王莽を右將軍衞尉とした。 (4) 元鳳元年九月、左將軍上官桀、車騎將軍上官安等反を謀り誅に伏した。光祿勳張安世を右將軍光祿勳とした。 (5) 元鳳三年四月、中郎將范明友を度遼將軍とし、遼東の烏桓の反を擊った。 (6) 元鳳六年夏、烏桓が塞を犯したので、度遼將軍范明友を遣して擊たしめた。 (7) 元平元年四月、帝崩ず。右將軍安世を車騎將軍光祿勳、韓增を前將軍、水衡都尉趙充國を後將軍とした。

宣帝 (1) 本始二年秋、御史大夫田廣明を祁連將軍、後將軍趙充國を蒲類將軍、雲中太守田順を虎牙將軍とし、度遼將軍范明友、前將軍韓增と共に匈奴を擊った。 (2) 地節二年三月、大司馬大將軍霍光が薨じた。侍中中郎將霍禹が右將軍となった。 (3) 地節三年四月、車騎將軍光祿勳張安世を大司馬車騎將軍とした。 (4) 同年七月、更めて大司馬衞將軍とし、右將軍霍禹を大司馬とした。右將軍霍禹、度遼將軍光祿勳范明友が謀反に坐して誅せられた。 (5) 元康四年八月、大司馬衞將軍張安世が薨じた。 (6) 神爵元年、前將軍韓增を大司馬車騎將軍とした。四月、後將軍趙充國、彊弩將軍許延壽、および酒泉太守辛武賢を破羌將軍として西羌を擊った。 (7) 五鳳二年四月、大司馬車騎將軍韓增薨じ、五月強弩將軍許延壽を大司馬車騎將軍とした。 (8) 甘露元年三月、大司馬車騎將軍許延壽が薨じた。 (9) 甘露四年、典屬國常惠を右將軍とした。 (10) 黃龍元年十二月癸酉（六日）、侍中樂陵侯史高を大司馬車騎將軍とした。甲戌（七日）帝崩ず。不明月日、太子太傅蕭望之前將軍光祿勳となる。

元帝 (1) 初元二年、右將軍常惠が薨じた。蕭望之前將軍をやむ。 (2) 初元三年、執金吾馮奉世、右將軍諸吏典屬國となり、侍中衞

尉許嘉左將軍となる。(3) 永光元年七月、大司馬史高安車駟馬を賜り免ぜらる。九月、侍中衞尉王接大司馬車騎將軍となる。右將軍馮奉世光祿勳となる。(4) 永光二年七月、右將軍馮奉世西羌を擊ち、八月太常任千秋奮威將軍[39]となり西羌を擊つ。(5) 永光三年四月、大司馬車騎將軍王接薨ず。七月、左將軍衞尉許嘉大司馬車騎將軍となり、右將軍馮奉世左將軍光祿勳となり、侍中中郎將王商右將軍となる。(6) 永光四年、左將軍光祿勳馮奉世薨ず。(7) 竟寧元年五月帝崩ず。

成帝 (1) 竟寧元年六月、卽位、侍中衞尉王鳳を大司馬大將軍とす。(2) 建始三年八月、大司馬許嘉金を賜わり免ぜらる。右將軍王商左將軍となり、執金吾任千秋右將軍となる。(3) 建始四年三月、左將軍王商丞相となる。右將軍任千秋左將軍となり、長樂衞尉史丹右將軍となる。(4) 河平三年、右將軍史丹左將軍となり、太僕王章右將軍となる。(5) 陽朔三年八月丁巳、大司馬大將軍王鳳薨ず。九月甲子、御史大夫王音大司馬車騎將軍となる。右將軍王章光祿勳となり、數月にして薨ず。(6) 鴻嘉元年、光祿勳辛慶忌右將軍となる。(7) 永始二年正月、大司馬車騎將軍王音薨ず。三月丁酉、特進王商大司馬衞將軍となる。(8) 永始三年、右將軍辛慶忌左將軍となり、光祿勳韓勳右將軍となる。(9) 永始四年十一月、大司馬衞將軍王商、金、安車駟馬を賜わり免ぜらる。右將軍韓勳卒し、執金吾廉褒右將軍となる。(10) 元延元年正月、王商また大司馬衞將軍となり、十二月乙未、大司馬大將軍に遷り、同月辛亥薨ず。庚申光祿勳王根大司馬票騎將軍となる。執金吾尹岑後將軍となる。[41] 左將軍辛慶忌薨ず。(11) 元延二年、後將軍尹岑卒す。(12) 元延三年、廷尉朱博後將軍となる。(13) 元延四年、後將軍朱博免ぜらる。(14) 綏和元年四月、大司馬票騎將軍王根を大司馬とし、大司馬に官屬を置き、將軍の官を罷む。十月大司馬王根、金、安車駟馬を賜わり免ぜらる。十一月、侍中騎都尉光祿大夫王莽大司馬となる。廷尉孔光左將軍となり、執金吾王咸右將軍となる。(15) 綏和二年三月丙戌、帝崩ず。同日左將軍孔光丞相となり、太子太傅師丹左將軍となる。十月、大司馬王莽金、安車駟馬を賜わり免ぜられ、左將軍師丹大司馬となる。右將軍王咸左將軍となり、衞尉傅喜右將軍となるも金、安車駟馬を賜わり免ぜられ、光祿勳彭宣右將軍となる。

哀帝 (1) 建平元年四月、侍中光祿大夫傅喜大司馬となり、左將軍王咸免じられ、右將軍彭宣左將軍となる。(2) 建平二年三月、大司馬傅喜免ぜられ、陽安侯丁明大司馬衞將軍となる。光祿勳丁望左將軍となり、執金吾公孫祿右將軍となる。(3) 建平三年、左將軍丁望卒す。右將軍公孫祿左將軍となり、執金吾嬌望右將軍となる。(4) 建平四年、諸吏散騎光祿大夫王安右將軍となる。

(5) 元壽元年正月辛丑、大司馬衞將軍丁明大司馬票騎將軍となり、特進孔鄉侯傅晏大司馬衞將軍となる。辛亥傅晏金、安車駟馬を賜い

免ぜらる。九月丁明免ぜられ、諸吏光祿大夫韋賞大司馬騎將軍となるも十一月己丑卒し、十二月庚子、侍中駙馬都尉董賢大司馬衞將軍となる。九月御史大夫何武前將軍となる。(6) 元壽二年[12]六月、帝崩じ、董賢自殺す。新都侯王莽大司馬となる。安陽侯王舜車騎將軍となる。衞尉王崇右將軍となり、六月にして光祿勳馬宮にかわる。復土將軍左咸あり。

平帝 (1) 元始元年二月、大司馬王莽を太傅とし、大司馬車騎將軍王舜を太保車騎將軍とす。右將軍馬宮大司徒となり、光祿勳甄豐右將軍となる。後、光祿勳甄豐左將軍、執金吾孫建右將軍となる。(2) 元始二年四月、少府左將軍甄豐大司空となり、右將軍孫建左將軍に、光祿勳甄邯右將軍光祿勳となる。(3) 元始五年、執金吾王駿步兵將軍となる。

三　武帝以前の將軍——名稱を中心として——

前節の資料を通觀すると、景帝以前と、武帝時代と、昭帝以後とにおいて、漢代の他の諸制度と同樣の時期の區分に從って將軍の置き方も違っているようである。景帝以前には少なかった何某將軍という將軍號が武帝時代には急激に增え、昭帝以後は殆んどが特定の將軍號のみになってしまうとか、昭帝以後は將軍位に在る時期が皆長いとかいうような特色があるのである。そこでこの節では將軍號の種類についてのべてみよう。

戰國から秦末の爭亂にいたる頃、從って高祖の時代はそれに入るが、こういう將軍という官が發生した時期には將軍號は少なかった。將軍に任ぜられる者が少なく、官の相對的價値は高かった爲、單に將軍といえばそれでよかった。楚の懷王のもとで反秦連合軍が作られたとき、宋義が上將軍になり、項羽が次將、范增が末將となり卿子冠軍とよばれた。その後宋義を殺して項羽が上將軍となり、更に後には上將軍長史欣の名も見える。[13] 將軍達の上位にあって將軍たちをも指揮できるものを「上將軍」、或いは漢における韓信のように大將又は「大將軍」と呼ぶことがあったようである。「上將軍」は惠帝の時に樊噲が、呂皇后の時に趙王呂祿（呂后1——以下、呂1の如く省略す）がなっていたが、その後は欒大（武13）の例外[14]を除けば用いられなくなったようで、それに對して「大將軍」は後世まで殘った。しかし景帝時代までは武職

の最高は太尉であった。もっとも殆んど置かれることはなく、惠帝時代から呂太后時代の周勃（惠1）と吳楚七國の亂以後の周亞夫（景1・2）の父子[15]が長期間その位にいたほかは、置かれても程なく官を省いている。

將軍號の中では車騎將軍が古いが、漢初には殆んど灌嬰が任命され（高1・2・3）、列傳の說明では「將車騎」、「并將燕趙齊梁楚車騎」などとあるから、これによって事實上車騎を統率している將軍という職務による名前であることは明らかで、その點では樓船將軍（武14・16・19）、輕車將軍、材官將軍、騎將軍（武3・4）などの號も同樣の發生理由を認めるべきかも知れぬ。しかし灌嬰がその後大將軍、太尉と榮進したこと（呂2・文1）や周亞夫が將軍・車騎將軍・太尉（文7・8・景1）と昇格していることをみれば大將軍に次ぐ將軍號であることもまた認め得る。武帝時代になれば必ずしも車騎にこだわる必要はなく、稱號化したと思われる。

次に衞將軍は文帝が卽位直後に代の中尉であった宋昌を衞將軍に任じたのが初見（文1）で、その後文帝三年（文5）文帝十四年（文6）などの置き方を考えると、宋昌がただちに南北軍[16]を鎭撫したように皇帝の親衞の意味を持った將軍號であり、やはり實質を伴なった名稱である。地節三年に張安世が車騎將軍から大司馬衞將軍にうつった（宣4）のも、霍禹等の兵權を奪った上で張安世に親衞のはたらきをさせるためであったと思われる。後に第四節三で改めてのべる。

後漢で公に比される將軍として右の大將軍、車騎將軍、衞將軍のほかに驃騎將軍があるが、驃騎將軍は武帝時代に霍去病が任じられた（武10）のにはじまることは申すまでもない。驃騎の驃は前漢では票と書いているが、驍騎（武2・3・4）の驍と同じくつよい、いさむなどの意味をもち、驃騎將軍も驍騎將軍も美稱である。こういう美稱をつけた將軍號は武帝時代以後に多くなり、彊弩將軍（武8・9・宣6）、伏波將軍（武14）、橫海將軍（武16）、虎牙將軍（宣1）、奮威將軍（元4）など將軍の武威をあらわすようなものが增えた。またこういう武威をあらわす美稱と並んで軍の目的をあらわす美稱も用いられた。武帝が積極的に周邊の諸地域に出兵するようになってから增加するところの、目標とする地域や地名を冠した將軍號がそれである。浮沮將軍（武17）は浮沮井、匈河將軍（武17）は匈河水、因杅將軍（武23・28・29）の

因杅は匈奴中の地名、貳師將軍の貳師は大宛の城名、浚稽將軍（武25）は武威塞の北にある山名である。武帝以後でも、昭帝元鳳三年に遼東の烏丸討伐に出た范明友を度遼將軍としたが（昭5）、これは遼水を渡って進むからであり、宣帝本始二年の祁連將軍（宣1）は匈奴中の祁連山、蒲類將軍（宣1）は匈奴中の蒲類海をとった名前である。拔胡將軍（武12・22）破羌將軍（宣6）などは武威をしめすのと軍の目的とを合した美稱とでもいうべきであろうか。なお護軍將軍は元光二年（武3）に置かれたのみであるが、護軍の字義からしても御史大夫韓安國がなっている事實からしてもこの時の全軍を監督する將軍の意味を持っており、將屯將軍（文8・武3）は屯兵を將いる意、復土將軍（文8・哀6）は墳丘を盛るための土木工事を監督する意[27]の實質的職務を表わした稱號である。

武帝時代の前半―それは對匈奴戰においてなお劣勢、守勢にあった時期―までは實質的職務、職能をあらわした將軍號が多く、また輕車將軍に公孫賀（武3・4）と李蔡（武8）、騎將軍に公孫敖（武4）と公孫賀（武5・8）、游擊將軍に蘇建（武8）と韓說（武26）のごとく同じ將軍號に別人が任命されることがあり、右の例でいえば公孫賀のように同一人が時によって別の將軍號をうける者もあるが、武帝時代の後半―對匈奴戰で優位にたち、攻勢に出る時期―以後には美稱を冠した將軍號が增えてその時期の戰局を反映し、また同一の將軍號が同一人に固定する現象も見られる。票騎將軍霍去病が最もよい例だが、樓船將軍といえば楊僕で元鼎五年（武14）、元鼎六年（武16）、元封二年（武19）と時期が違い、南越・東越・朝鮮と戰場が違っても同じであるし、貳師將軍といえば李廣利であり、太初元年（武24）大宛遠征に任命されて後は、天漢二年（武27）天漢四年（武28）征和三年（武30）にいずれも匈奴戰に出擊し、因杅將軍公孫敖は太初六年（武23）以後天漢二年（武27）天漢四年（武28）に同じ稱號で出擊している。從って拔胡將軍郭昌の場合、元封四年（武21）元封六年（武22）に共に拔胡將軍としてみえるので、逆に元封二年（武20）には單に將軍郭昌とあるのみであっても既に拔胡將軍であったのではないかという推定すら可能になる。こういう現象は路博德が太初三年と天漢四年の二度強弩都尉の名を冠って出動しているのも同じ現象といえる。

ところで右に申した美稱を冠した將軍號は本來一時的なものである筈である。例えば、大宛の城名を冠した貳師將軍は、大宛遠征が終れば無意味な名前になる筈であるし、度遼將軍や樓船將軍が西域へ出動するのはそぐわないというわけである。これに對して大將軍、車騎將軍、衞將軍などは時代や場所を超越した稱號といえる。私は將軍という官職そのものは本質的に臨時のものという性格をもっていたと考えており、その說明は第一節で行なったが、それが時代の進展によって臨時の性格を殘しつつ恒常的な官職として官制の中に操り込まれてゆく。[18] その原因は種々あるのだが、時代や場所を超越した大將軍、車騎將軍、衞將軍に何故票騎將軍が加ったのか、換言すれば一時的・臨時的な美稱の、所謂雜號將軍の中から票騎將軍だけが何故拔け出したのか。この點雜號將軍の一部が特定個人に固定した武帝期後半の事情と共通の現象として私は說明づけたい。

すなわち武帝時代に軍事行動が多發化し、通常化してくると自然雜號將軍が多く作られたのであるが、その將軍が軍功をたてると、將軍號はその軍功と共に記憶されねばならないし、榮譽ある將軍號も武勳と共にその人物に固定してくるのである。そして恐らくその麾下の校尉・軍候等には一定の組合せによる人事關係、いわば士官、下士官のチームの成立すら豫想できる。また將軍を中心とするチームに特技のあるものも豫想できる。例えば樓船將軍楊僕はまさに前漢の水師提督[19]で、このチームは砂漠へ出動することは絕對にないというような意味である。ただそのチームがどの身分にまで及んでいたのかということは猶考察を要するであろう。ところでこの將軍號は平時でも名譽と共に續いた。そしてそれが消える時は、敗軍か政治的失脚に起因し、そういうことがない限りは將軍一代の間稱號は消えなかったのではないか。そうであればこそ、對匈奴戰であっても大宛の地名を冠した貳師將軍が出動し得たのであり、一將軍號が一特定個人に固定したのであろう。つまり一戰ごとに變る筈であった雜號が、その將軍個人の續く限りは一定したところが武帝前半ないしそれ以前とは異なり、さりとて後世のように雜號が恒常化して同一雜號を色々な人物が稱するわけでもない點を注目して欲しい。ところで票騎將軍霍去病が赫然たる武勳をたて、大將軍衞靑に比肩したという事實は衆知の通りである。その功によ

り元狩四年、武帝は大將軍衞青、票騎將軍霍去病に共に大司馬の位を加え、令に定めて「令票騎將軍秩祿與大將軍等」とした。[52] これによって「丞相大司馬大將軍奉錢月六萬御史大夫奉月四萬」とある律に[53]準じて票騎將軍も取扱われるようになったが、同時にこの令が後世にいたるまでを規制し、[54] 票騎將軍という本來雜號將軍の一つにすぎない將軍號が、公に比する將軍に加えられる法的根據となったと私は考える。

四　昭帝以後の將軍

一　前後左右將軍について　大將軍、車騎將軍、衞將軍と同じような恒常的な稱號の中に前後左右將軍がある。百官公卿表にはこの前後左右將軍のみの名が記され、皆周末の官なりとしている。周末の官というのは秦官と對比して用いられているわけで、秦國獨得のものではなく、それ以外の國にも秦の統一前から存在したことを意味している。ただこれは將軍について一般的にいえることで、前後左右將軍だけが先秦よりあったと理解するのは事實に反する。

漢王朝になってから前後左右將軍がおかれたのは元朔六年に前將軍趙信、後將軍李廣、左將軍公孫賀、右將軍蘇建を置いた（武9）のが初見で、その時には中將軍公孫敖もあった。また元狩四年には前將軍李廣、後將軍曹襄、左將軍公孫賀、右將軍趙食其を置いた（武11）が、兩度共に大將軍衞青に率いられている。從って當初は大將軍の統率する全軍のうちでの前後左右の配置を示す名稱という實質的な意味を持っていたものと思われる。續漢書百官志の將軍の條によれば、大將軍の營は五部にわかれ、部ごとに校尉一人と軍司馬一人とがいるが、校尉を置かずに軍司馬のみの場合もある。しかし、衞青傳をみると將軍を以て大將軍に從うとある者が多數あり、「其の裨將及び校尉にして侯となる者九人、特將となる者十五人」と記している。特將とは顏師古の注で「獨別に將となりて出征する者」であるとする。最初衞青に從って校尉或いは將軍として出動していて、戰功によって後に獨りだちの將軍となったもののことである。從って大將軍に從って一軍を率いている將軍は裨將と呼ばれていることが明らかである。漢の將軍に大將・列將・裨將の別があったことは吳王

濞が反亂に際してしめした行賞の基準より察することができるが、[58] この列將が特將と等しく、普通の將軍であろう。裨將というのは項籍傳に、「項梁が會稽の將となり、籍が裨將となった」とか「項它を大將とし龍且を裨將とした」などとあり、顏師古は「裨は助、相副助たること」と注している。こういう一般名詞の裨將が王莽時代には裨將軍という最下級の將軍號となり、偏將軍と共に階級をあらわすようになる。王莽から後漢の初にかけて偏將軍、裨將軍は數多くみられ、後漢では「鮑永は行大將軍事として自ら偏裨を置くを得た」などと表現されるように變化をとげるのである。[59] がそれはともかく、前後左右將軍は、當初大將軍の裨將としての位置をしめす稱號として發生したと私は考える。

その後武帝時代には置かれなかったが、武帝が死ぬ直前、後元二年二月、上官桀を左將軍にした（武31）時點以後、前後左右の四將軍が揃ったことはないが、一ないし二將軍が必らず置かれ、また同年霍光が大將軍、金日磾が車騎將軍になった時點以後、大將軍、車騎將軍、票騎將軍、衞將軍のうち一將軍、稀には二將軍が必らず置かれていた。最も多いのは車騎將軍と左右將軍である。第二節に揭げた資料は多くを百官表の中から抽出した。百官表を見ていると本紀には將軍の任免は殆んど出ていないので、本紀のみから受ける印象とは全く違い、冒頭にのべた「不常置」の原則が疑わしくなるのである。昭帝以後は武帝以前にくらべて將軍の在位期間が長く、大將軍又は車騎將軍が居る外に前後左右將軍が必らず共存して居ることが特色として認められるであろう。

武帝の死後霍光が大司馬大將軍領尙書事となって兵權と行政上の機密文書を取扱う權限をあわせて持って獨裁を行ない、その後は外戚がこの形體を繼承して王莽にいたる政治史は、西嶋定生氏の「武帝の死」[60] に詳しくのべられている。またこの時、從來の行政府であった丞相府以下が單なる執行機關である外朝となり、政策の立案と決定は皇帝の側近によって行なわれ、それは內朝となった事も、西嶋氏の同論文や增淵龍夫氏、[61] 更に古くは勞榦氏[62] の指摘のある所で、今日漢代政治史の常識となっている。しかし、彼等皇帝の側近が將軍になった事實は指摘されているが、將軍であったことがどう意味があるのかは未だ充分說明されていないように思われる。

内朝の官、或いは中朝ともいうが、この官に入るものは漢書劉輔傳にみえる孟康の注が一番明瞭に書いているとされる。それは

大司馬、左右前後將軍、侍中、常侍、散騎、諸吏。

を數えている。しかしまだこのほかに諸曹（左右曹ともいう）、給事中も加えねばならない。ところが孟康の注から大司馬と前後左右將軍を除くと、侍中、常侍、散騎、諸吏、左右曹、給事中は皆漢書百官表の中で「加官」として説明されている。「侍中……中常侍は皆加官で、加ふる所は或は列侯、將軍、卿大夫……郎中に至る。員なく多くは數十人に至る」というのである。従って侍中以下の加官を加えられたものが内朝に入れるというのであるから、將軍も加官の對象となっている以上は孟康の注も必ずしも萬全ではない。例えば馮奉世は「右將軍典屬國となり、諸吏の號を加えられた」（本傳）し、史丹は「右將軍給事中」（本傳）となっている。將軍は本來先に述べたように皇帝權の重要な一部である兵權を委ねる官である以上、本質的に皇帝と親近の者或いは信任のある者が任命されることは必定である。従って加官の有無で機械的に左右されるような性格の官ではない。それでは一體當時はどのような官と考えられていたのであろうか。

例えば何武が辛慶忌を將軍に推薦した文には

虞有宮之奇、晉獻不寐。衛青在位、淮南寢謀。故賢人立朝、折衝厭難、勝於亡形。司馬法曰、天下雖安、忘戰必危。夫將不豫設則亡以應卒、士不素厲、則難使死敵。是以先帝建列將之官、近戚主內、異姓距外、故姦軌不得萌動而破滅、誠萬世之長册也。……慶忌宜在爪牙官、以備不虞。

とあり、姦軌のおこるのを未然に防ぎ、不虞に備えるべき爪牙の官であるとしている。爪牙の官とは彭宣傳にも「上丁傳をして爪牙の官に處らしめんと欲し」などと見える言葉であるが、元后傳にみえる成帝が王音を安陽侯に封ずる詔に

車騎將軍音、宿衛忠正、勤勞國家、前爲御史大夫、以外親宜典兵馬、入爲將軍、不獲宰相之封、朕甚慊焉。其封音爲安陽侯、食邑與五侯等俱三千戶。

とあり、先の何武のいう「近戚内を主どり、異姓外に距ぐ」という言葉と合せて、外戚が兵權を握って將軍の位にあるのがよいとする時流を知ることができる。武帝が死ぬ直前に霍光等三將軍を任命したのも勿論この目的からに外ならないが、ただそれだけならば昭帝時代以後の前漢後半期の特色とするわけにはゆかないのである。

呂后が趙王の呂祿を上將軍にして北軍に居らしめたために、太尉周勃が北軍に入るを得ず大いに苦勞したことが高后紀と酈商傳にみえるが、これはまさに親近者を將軍におく効果である。しかし呂氏の例だからしばらく置くとして、文帝はどうであったか。呂氏が滅亡し、文帝が代王より入って卽位する時、將軍位は注目すべき動きの中に入る（文1）。周勃以下の迎えをうけた代王は、まず太后の弟薄昭を遣わして周勃等の眞意を確認し、代の中尉宋昌を參乘せしめて長安に入る。そして卽位した日の夜、宋昌を衞將軍として南北軍を鎭撫させた。閏月晦日己酉の日である。十月二日辛亥、右丞相陳平が左丞相、太尉周勃は右丞相、大將軍灌嬰は太尉にうつった。三日壬子、皇太后を迎えるため車騎將軍薄昭を代へ派遣した。以上の記事を見ると薄昭が何時のまにか車騎將軍になっているが、その任命は閏月晦日宋昌と同時と見るべきであろう。そうすると、衞將軍宋昌によって南北軍の衞士を、車騎將軍薄昭によって郡國の車騎をおさえる一方、周勃・灌嬰は丞相・太尉にまつりあげ、代の近臣によって武力を掌握したことがわかる。そして薄昭は文帝の叔父にあたる。しかも二年十一月衞將軍の屯兵をやめた（文2）というから南北軍とは別に衞將軍の部隊があったのだし、三年五月には中尉の材官を發して衞將軍に屬せしめた（文4）という以上、この時もなお宋昌は衞將軍の位にいたことがわかる。宋昌は何時死んだのか記錄がない。しかし薄昭は文帝十年に死んだことが文帝紀にみえる。そこには將軍薄昭とあるからなお車騎將軍であったのだろう。諸注によると薄昭は自殺せしめられたのであるが、本紀の鄭氏注や外戚恩澤表では漢の使者を殺したためであるとする。このことは成帝の時、王商や王根の權にまかせて長安城壁を穿ち、灃水を自分の第内に引くなどの專横の振舞を怒った帝が「尙書に詔して文帝の時將軍薄昭を誅せし故事を奏」せしめたため王商等は斧質を負うて謝したという元后傳の記載によっても、漢代では甚だ著明な事件であったと知れる。淮南厲王傳によると厲王の僭上の振舞に

對して「帝舅薄昭は將軍たり、上は昭をして書を與えてせめしめ」たという。善かれ惡しかれ文帝の時代に外戚が兵權を握って將軍の位にあった例が存するのである。

文帝が崩ずると、帝の信用の厚かった周亞夫が車騎將軍となり（文8）、新帝の卽位の時期を護ったが、やがて吳楚七國の亂には、周亞夫は太尉となり、そして大將軍には竇嬰がなる（景1）。竇嬰は文帝の皇后で景帝の母である竇氏の從兄の子である。その傳によれば、竇太后より疏んぜられていたが、亂がおこると「宗室諸竇のうち嬰の賢に如くものはなく」、太后も謝して大將軍に拜したというのだから、外戚の輿望を荷って將軍になったといえるであろう。

では武帝の卽位の時はいかがであろうか。漢書の田蚡の傳に

孝景王皇后同母弟也。……孝景崩、武帝初卽位、蚡以舅封爲武安侯、……蚡新用事卑下賓客、進名士家居貴之、欲以傾諸將相、上所塡撫多蚡賓客計策、會丞相綰病免、上議置丞相太尉、籍福說蚡曰、魏其侯貴久矣。素天下士歸之。今將軍初興、未如、卽上以將軍爲相、必讓魏其、魏其爲相、將軍必爲太尉、太尉相尊等耳、有讓賢名。……於是迺以嬰爲丞相、蚡爲太尉。

という一節がある。田蚡が太尉になったのは建元元年（武1）であるが、その前、卽ち景帝の末年に彼は何の官にいたであろうか。史記では太尉になる以前の記事で出てくる官名は太中大夫、漢書では中大夫で、太の字が誤って增えたか、脫落したかのようであるが、いずれであってもすぐに太尉或いは丞相に進み得るような官ではない。史記漢書の文帝、景帝本紀は記載がことのほか疏であることは常識であるから、景帝の末年に田蚡が大夫より上級で、太尉にすすみ得るような官にいたことについての記載が脫落していると想定するのは不當ではない。そうするとその時の田蚡の官を考える手がかりは、右の傳中彼の賓客である籍福が彼に呼びかけている言葉であろう。そしてそれは「將軍」である。將軍であって次に太尉に昇進するものは、それ以前の例では大將軍（灌嬰文1）、車騎將軍（周亞夫文8・景1）であるが、竇嬰が大將軍になった關係から恐らく車騎將軍だったのではあるまいか。私は田蚡の前官は太中大夫でも中大夫でもなく、中大夫令。

（後の衛尉）であって將軍に遷ったのではないかと思う。とすれば武帝の卽位の時も例外ではない。

以上のような私の推測に誤まりがなければ、むしろ前漢では前帝が崩じて新帝が卽位する社會不安の時期には「不虞に備えて近戚を爪牙の官におく」のが常例ということになり、昭帝以後の特色とはいい得ないのである。そこで私が指摘したいのは前後左右將軍の兼任官に關することである。

二　將軍の兼任する官について　本來將軍は背叛の征伐や外征に際しておかれる臨時の官であるから、戰が終れば必要がなくなり罷めるものとなっていた。これは武帝以前は大體そういう原則と思われる。從って何かの官にある者が任命され、征戰が終るともとの官に歸任した。例えば百官表元光元年の條に李廣が衛尉となったことを記すが、十一月驍騎將軍となり、六月兵を罷め（武2）、元光二年には再び衛尉李廣が驍騎將軍となった（武3）とあり、或いは百官表元朔六年に李廣が右北平太守から郎中令となり、五年にして免じられたとあるが、その間元朔六年二月後將軍（武9）、元狩四年夏前將軍（武11）となって出擊する。又兩年の間には元狩二年三月には郎中令として右北平へ出擊する。この例でいえば李廣は元光元年から二年にかけては衛尉が、元朔六年から元狩四年にかけては郎中令が本官で、出擊にあたって將軍を兼ねたわけである。この原則は少なくも武帝以前には、大將軍ほか公に比すべき三將軍以外の「列將」に關しては認め得るものであり、大將軍衛青、票騎將軍霍去病などは例外であったと見るべきであろう。この原則は昭帝以後でも「列將」というか「雜號將軍」というか、軍の必要に臨んで置かれた將軍にはなお存在していることは認められる。神爵元年に酒泉太守辛武賢を破羌將軍として西羌を擊った（宣6）後、辛武賢は酒泉太守へ還っていることは趙充國傳より想像される。郡太守は郡の兵權を持って武事をも典領していることから「郡將」という別稱のあったことは十七史商榷十四に指摘されているが、その出動した郡名を冠せて上郡將軍、北地將軍、隴西將軍と呼んだ例（文6）もあり、西南夷傳には夜郎王興を誅した牂柯太守陳立を將軍と呼んでいる例もある。辛武賢の場合は特に郡を離れて出擊することによって將軍號を別に與えられたものであろう。

ところが、右にのべたことを原則と理解すると全く説明のつかない驚くべき事實を一つ指摘しよう。それは本始二年秋後將軍趙充國は蒲類將軍となって匈奴を擊った（宣1）ということである。彼の傳によると

遷中郎將、將屯上谷、還爲水衡都尉、擊匈奴、獲西祁王、擢爲後將軍、兼水衡如故、與大將軍霍光定册、尊立宣帝、封營平侯、本始中、爲蒲類將軍、征匈奴、斬虜數百級、還爲後將軍。[29]

となっていて、後將軍から蒲類將軍となり又後將軍にかえっている。既に將軍であるものが別の將軍號を得て出擊し、再びもとの將軍にかえるということは、後將軍は平常時の任務をもった常官であることを裏づけている。他に漢書の孔光傳によると

是歲（綏和元年成14）右將軍（廉）褒、後將軍（朱）博、坐定陵紅陽侯皆免爲庶人、以光爲左將軍、居右將軍官職、執金吾王咸爲右將軍、居後將軍官職、罷後將軍官。

とある記事もその證據になるであろう。また趙充國と共に度遼將軍范明友がその將軍號のままで匈奴討伐に出動している（宣1）ことも武帝の初期までは考えられない現象であって、先述した雜號將軍が個人に固定した一例であり、范明友が前後八年度遼將軍の職に居たことは霍光の女壻であったためであるが、度遼將軍にも平常任務があったのではないかと疑わしめる。そこで前後左右將軍の昭帝時代以後における兼任官について、張安世を例として檢討しよう。

張安世は本始元年正月、宣帝策立の功によって益封されたが、その時の官銜は車騎將軍光祿勳富平侯である。これは宣帝紀にみえる詔中の語であるから正式のものだが、これについて李斐は「光祿の位に居り、車騎の官號を以て之を尊ぶ、車騎の官屬はなし」と注し、車騎將軍は名目上の名譽にすぎぬといっている。これに對して錢大昭は李說を非とし、「百官表では元鳳元年に光祿勳張安世、右將軍光祿勳となり、六年にして遷る、元平元年右將軍安世、車騎將軍光祿勳となり七年にして遷るとある。安世は初には右將軍光祿勳になったのであって、その故に百官表には〝光祿勳は右將軍に幷す〟と云っているのである。官を車騎に改めてもなお光祿勳を兼ねているのだから、車騎は本銜でない。官屬がないとは言え

ない」と反論している。錢説が正しいことは張安世傳に、霍光の死後御史大夫魏相が上った封事を見ると更にはっきりしている。魏相は霍光を失ったあと「大位を空しくしてはならぬ」といい、車騎將軍安世を大將軍にすすめることをいい

宜尊其位、以爲大將軍、毋領光祿勳事、使專精神、憂念天下、思惟得失、安世子延壽重厚、可以光祿勳、領宿衞臣。

とのべ、光祿勳の兼任を解き、子の張延壽を專任の光祿勳にせよといっている。[33] 從って實質的に車騎將軍と光祿勳を兼ねているのであって、この點は前にのべた李廣の例にはじまる一連の兼任とは異なる。例えば李廣が郎中令で後將軍になった時は、前線に出ている時は後將軍であって、歸還すれば後將軍をやめて郎中令にもどるのである。張安世のような兼任の例は、左將軍太僕上官桀（武31）、右將軍衞尉王莽（昭3）、右將軍光祿勳張安世（昭4）、度遼將軍衞尉范明友（昭5）、車騎將軍光祿勳張安世、後將軍水衡都尉趙充國（昭7）、前將軍光祿勳蕭望之（宣10）、右將軍典屬國常惠[34]（宣9）、右將軍典屬國馮奉世、左將軍衞尉許嘉（元2）、右將軍光祿勳馮奉世（元3）、右將軍光祿勳辛慶忌（成6）、右將軍光祿勳王章（成8）、左將軍光祿勳甄豐（平1）、右將軍光祿勳甄邯（平2）の如く多い。そうして將軍が兼併することが最も多いのは光祿勳で右將軍光祿勳が壓倒的に多い組合せである。次が衞尉、殘りが水衡都尉、太僕、典屬國となっている。

光祿勳は武帝太初元年の改名以前は郎中令といい、李廣はまさにその官にいたわけであるが、五官・左・右中郎將に率いられた中郎・侍郎、郎中戶・車・騎將に率いられた郎中を統率し、皇帝の宿衞にあたる近衞部隊の指揮官である。張安世が右將軍及び車騎將軍として兼任していたのは十二年間であるが、彼は右將軍になる以前、昭帝の始元元年に尙書令から光祿勳に轉じて六年在職し、前後十八年の在任期間を持っている。百官表でみると辛慶忌が右將軍で併任する前に四年在職し、併任後三年位にあったほかに、將軍と併任はしないけれども、その官歷に光祿勳に任命されて後に將軍となった者が馮奉世・韓勑・孔光・師丹・王根・王安・彭宣・丁望・甄豐・甄邯などとあり、將軍へ昇進する重要なコースになっている。また光祿勳になってその後將軍にならなかった者が僅かにあるが、その中で目立つのは于永である。この人は元

帝の建昭二年に左曹西平侯を以て光祿勳となり、成帝の陽朔三年まで十六年在位して後御史大夫となり、張安世につぐ長期在任者であるが、彼は十七年廷尉にあり、後御史大夫丞相にいたった于定國の子で、宣帝の長女で成帝の姑の館陶公主施を娶り、劉氏と深い緣戚關係にある。これは要するに、光祿勳が非常に重要視され、外戚若しくはそれに準ずる信頼度の高い者をえらんだことを證明するものである。

同じようなことを衞尉に關して調べてみると、百官表の記載洩れのために衞尉の氏名がわからない年が多いが、范明友は最初から度遼將軍で十三年兼任し、王莽（昭帝時代の）は三年間衞尉で右將軍になって三年間兼任している。後に將軍になった者で衞尉の經歷のある者は、許嘉・王鳳・傅喜などである。又將軍にならなかった者では、王鳳の子王襄が五年在位し、丁望・淳于長・金日磾の子金賞など外戚或いは皇帝の寵を得た者が任にあることが多い。衞尉は光祿勳ほどではないが、宮門衞の屯兵を掌る未央宮守備部隊の長官としてやはり注目されていた官であろう。將軍が屯兵を持っていたことは次節にのべるが、皇帝の身邊警衞に任ずる光祿勳、未央宮の警備長官である衞尉などを將軍にして獨立した兵權を持たせ非常に備えているというのがこの兼任の重要な眼目であろう。

右の制度史的な觀點からの解釋のほかに、政治史的に見逃し得ないのは趙充國の水衡都尉の兼任である。趙充國は昭帝元平元年から宣帝本始二年までの三年間後將軍で水衡都尉を兼ねた。彼はその前に六年間水衡都尉であった。卽ち充國は元鳳元年から水衡の官についたのであるが、この年九月、燕王旦を中心として車騎將軍上官安、左將軍上官桀、御史大夫桑弘羊ら反霍光勢力の謀反が發覺し皆誅殺された。充國の任官は恐らくその後、前年始元六年に右將軍で衞尉を兼ねていた王莽が死んだ後の空席の右將軍に光祿勳兼任のままで張安世を任命したのと同時ではなかろうか。始元六年、鹽鐵專賣の存否に關して、賢良・文學と大夫との議論がなされたことは申すまでもない。そして大夫卽ち桑弘羊とその下僚たちに對して批判を加えた賢良・文學の背後には霍光がいたと西嶋定生氏は推測されており、桑弘羊と霍光の對立は卽ち外朝と內朝の對立であると見られる。またこの議論の結果、賢良・文學の主張が通って撤廢されたのは酒の專賣と關內の鐵官の

みであって、桑弘羊打倒の霍光の意圖は必ずしも成功しなかった。しかし始元六年に大將軍の軍司馬ないしは長史となったことのある楊敞が大司農となっていることは、霍光の力による人事で桑弘羊側は打擊を受けたという點も指摘された。[33]この指摘を我々はもう少し擴大することができる。

水衡都尉は武帝の元鼎二年に初めて置き、上林苑を主るが、史記平準書、漢書食貨志によれば、初めは鹽鐵を主る豫定であったが揚可の告緡の制が實施されて上林の沒入財物が衆くなったためにそれを主ることになったのである。沒入財物の中には田宅奴婢も含まれるから、或いは農官を置き、或いは奴婢を諸苑に分ち狗馬禽獸を養うなどの管理の仕事があった。また屬官に均輸、鍾官、辯銅の三令丞があり、鑄錢を獨占した。これも元鼎二年のこととされる。[34]そうすると水衡都尉は武帝時代に實施された最も激しい收奪をともなう經濟政策の擔當官廳であり、武帝の外征遂行の經濟上の責任をもっている所である。それを、元鳳元年から趙充國がおさえた。充國は隴西上邽の人で騎士から六郡良家子を以て羽林郎に補され、武官系統を昇進して大將軍護軍都尉となり、中郎將を經て水衡都尉に遷り、そして先述の通り六年在職して後將軍となり水衡都尉を後三年兼任した。[35]我々は趙充國も霍光の莫府の出身であることに注目せねばならぬ。そして元鳳三年に少府となった蔡義も在位は三年であったが、明經を以て大將軍莫府に給事したことのある霍光の故吏である。從って大司農楊敞、水衡都尉趙充國、少府蔡義と經濟關係の官はすべて霍光の莫府出身者で固めたのであった。趙充國が九年間もその職に居たのは、私見によれば彼は非常に計數に勝れた人であった爲重寶されたからであると思う。そういう理由は、彼の屯田に關する上奏は漢書を通じて只一ヶ所といってよい程細かい穀物や鹽、麩などの數量をあげて議論しているからであり、その長い水衡都尉としての在職年數は霍光の厚い信頼をうけ、霍光政權の經濟をまかなっていたためではないかとすら想像されるのである。

そこで霍光の政權は光祿勳を右將軍張安世が、衞尉を度遼將軍の范明友が兼ねていたが、元平元年昭帝が崩ずるという危機には、安世を車騎將軍に轉じてなお光祿勳を兼ね、水衡都尉趙充國には後將軍を、他に韓增を前將軍とし、大將軍霍

光本人と共に五將軍が置かれる大軍事力を背景にしていたことがはっきりしたと思う。霍光は樞要な光祿勳、衞尉、水衡都尉に將軍職を兼ねさせ、具體的に兵力を持たせると共に職務遂行上に將軍としての傳統的な專斷權をつけたと考えてよいのではないか。ここに前漢後半の外戚の權力構造の秘密があるのではなかろうか。體制內にありながら常に職權として體制外に立ち得る職—將軍職の特性が逆に常官化を推進したといえよう。

三　將軍の特權　漢代になって將軍に認められていた特權の大きなものは人事權であろうと思われる。將軍は任命されると府を開くことができる。將軍の府は莫府とよばれた。八二頁に引いた李廣傳に、李廣の軍は「莫府は文書を省」いたのに對して程不識の軍は「吏が軍簿を治」したとあるのはその例の一つであり、この部分の注になぜ莫府というかという說明がある。晉灼は「將軍は征行を職としていて常處なく、所在において治をなすから莫府という。莫は大の意味である」という。「莫は大なり」とあるのは晉灼の說明とは少し意味が違って一說と考えられるから、晉灼の本來の說明では「府に常處がない」という所から莫の字が出てきたということである。次に「或曰」として「衞青が匈奴を征伐して絕大、莫大な戰利を得たので、帝は大將軍に幕中の府において拜した。だから莫府というので莫府の名はここに始まった」という。砂漠の府で衞青を大將軍に任命したからだというのである。顏師古は、「二說共あやまり」として「軍幕の意味で、古は莫と幕が通じて用いられた。軍旅には恒常的に居止する所がないので張幕を以てこれを言うた。廉頗李牧に幕府のことがあるから衞青に始まるというのは正しくないし、大と訓ずるのは義にそむく」とのべ、常置する治所がなく、臨時に幕を張るから幕府であると解する。いずれにしても通俗語から發生したものであろう。

將軍の府には軍吏が居り、軍關係の簿書を取扱っていた。漢書の百官表では前後左右將軍の所に長史一人千石が屬官として出ているのみであるが、他の紀傳の中にはその他の屬官の名が散見する。また續漢書百官志には三公に比すべき將軍の莫府の組織の大綱が記されている。それによると長史、司馬が一人ずつ千石の官としてあり、司馬は兵を主るという。また從事中郎が二人、六百石の官としてあり、謀議に參ずる。掾屬二十九人、令史及御屬三十一人があり、司馬彪の注で

此れ皆府の員職なりとしている。また大將軍の軍營は五部にわかれ、部ごとに校尉一人、比二千石の官、軍司馬一人、比千石の官があり、部の下の單位は曲で、曲には軍候が一人、比六百石の官、候は屯にわかれ、屯ごとに屯長一人、比二百石の官というように戰鬪部隊が編成されているのである。後漢において「公に比する」將軍以外の、列將軍以下のもの（續漢書百官志にいう其の餘の將軍）は員職はないとし、吏部集兵曹掾史、稟假掾史などによって軍の事務をとるように記述されている。しかし私は、前漢では列將軍でも相當大きな府の員職を持っていたのではないかということを想像するし、大將軍、票騎將軍などの列將軍以下をも從屬せしめ得る將軍の莫府の吏は、疊層的に更に強い支配力を持っていたのではないかと思っている。今一例として將軍長史を考えてみよう。丙吉は車騎將軍張安世の軍市令から大將軍霍光の長史になった。趙充國は中郎から車騎將軍金日磾の長史となり、大將軍霍光の護軍都尉となった。また嚴延年は好畤令から彊弩將軍許延壽の長史となった。この三例よりしても、將軍長史は彊弩將軍にもあること、將軍府以外、或いは他の將軍の莫府から轉任してくること、換言すれば一般の官からも轉任してくること、軍市令、護軍都尉など百官志では將軍府には見られない官があることがわかる。從って前漢の將軍府の屬官に關しては續漢書の記載より擴大した規模で考えねばならぬ。特に、許延壽（宣7）が例にある以上、昭帝以後の前後左右將軍は少なくとも後漢の比公將軍と變らぬものといえるであろう。また、漢書の衞青霍去病傳によると右將軍蘇建が軍を亡って身を以て逃れ來った時には、衞青は、軍正、長史、議郎等に罪を論じさせているし、前將軍李廣、右將軍趙食其が道を過ったため戰に利がなかった時には、青は長史をして李廣を簿責せしめ、廣は自殺しており、大將軍の莫府の吏が麾下の將軍に對する權威を察することができる。ちなみに漢書百官表の郡守の屬官に、邊郡には秩六百石の長史がいて兵馬を掌どるとあるが、邊郡太守が防衞上將軍となることを考えると理解できる官名である。

將軍の莫府の吏は、今まで述べてきた將軍職が基本的にもっている獨立性にかんがみれば、その任免については相當大はばな將軍の自由意志を働かし得たものと思われる。例えば

成帝卽位、大將軍王鳳秉政、奏請陳咸爲長史、咸薦蕭育、朱博、除莫府屬、鳳甚奇之、擧博櫟陽令。（朱博傳）

大將軍鳳奏以爲從事中郎、莫府事壹決於湯、湯明法令、善因事爲執、納說多從。（陳湯傳）

大司馬車騎將軍王音、內領尙書、外典兵馬、踵故、選置從事中郎、與參謀議、奏請隆爲從事中郎。（毋將隆傳）

（車騎將軍王）音奏請永補營軍司馬、永數謝罪自陳、得轉爲長史。（谷永傳）

（王）商爲大司馬衞將軍、除鄭主簿、以爲腹心、擧侍御史。（杜鄴傳）

などをみると、時代が昭帝以後に限られるが注目すべきことがある。まず從事中郎、營軍司馬、長史については奏請しており、主簿など莫府の掾屬はただちに任命していることである。營軍司馬は將軍本營の軍司馬であろうから比千石の官、從事中郎の六百石の官——六百石の官とは外朝の九卿の官寺で部局の長にあたる秩——以上、普通の勅任官級のもの以上は奏請の上任命することができたと考えてよいだろう。霍光傳の燕王旦、實は上官父子、桑弘羊等が光を非難して上疏した文中に「擅調益莫府校尉」とあるのは奏請の手續を缺いたのではあるまいか。この中で于永は安定太守を病免せられて後であるから舊二千石であり、王鳳の權力の強さがわかる。而して將軍の莫府は、匡衡傳に

元帝初卽位、樂陵侯史高、以外屬爲大司馬車騎將軍、領尙書事。……長安令楊興說高曰……以將軍之莫府、海內莫不仰望、而所擧不過私門賓客乳母子弟……平原文字匡衡、材智有餘……將軍誠召置莫府、擧士歙然歸仁、與參事議。

とあるように優秀な人材の推薦が有ったり、私門の者を集めたり、功罪共に存したわけである。一方このように將軍の莫府に集まった人材が、將軍の推擧によって上は九卿から下は縣令にいたる範圍に轉出してゆくのである。例えば哀帝元壽元年の詔が息夫躬傳にみえるが、それでは

將軍與中二千石擧明習兵法有大慮各一人、將軍二人、詣公車、就拜。

とあって軍吏の勝れたものを推擧せよという特命である。しかし段會宗傳には

竟寧中以杜陵令、五府擧爲西域都護。

また杜鄴傳には

竊見成都侯以特進領城門兵、復有詔得舉吏如五府。

とあり、段會宗傳では沈欽韓が丞相、御史大夫、車騎將軍、大將軍、右將軍の五府であるとし、杜鄴傳では王先謙が通鑑の胡注をひいて、丞相、御史大夫、車騎將軍、左將軍、右將軍の五府であるとしており、要するに將軍府は通常丞相御史大夫と同様の推擧の權限が認められていたのである。

このように將軍の莫府は、莫府の軍吏を調するのに大幅な自由を持ち、他方官界へ選擧することも丞相御史大夫なみの推薦權を持っている。それに加えて成帝紀の如淳注に引く律によれば

丞相大司馬大將軍奉錢月六萬、御史大夫奉月四萬。

とあり、丞相と大將軍は相並び、御史大夫は劣るが、御史大夫が副丞相であることからいえば、左右將軍は副將軍にあたり御史大夫と相並ぶのではないだろうか。丞相と大將軍の奉が相並び、丞相長史も將軍長史も共に秩千石で相並んでいるからその掾屬の秩も同様であろうと推定出來る。そうすると、百官志太尉の掾史屬の司馬彪注に

漢舊注、東西曹掾比四百石、餘掾比三百石、屬比二百石。

とあるが、比三百石は郎中、比四百石は侍郎なみの秩である。郎中、侍郎などの郎官は必ず選擧を得て後始めて昇進し得るものであるが、二百石以上と百石以下とは嚴然たる區別があり、選擧を得ないで二百石以上に遷除されることはなかった。にも拘らず、丞相、將軍の掾屬に選び出されれば既に二百石の線を越えたことになる。ここに前漢より既にあり、後漢で盛んになる辟召制を可能にする制度的な根據が見出されるのである。[28]

なおここで大司馬に關して述べておく必要がある。漢初に秦制をついで丞相、御史大夫、太尉をおいたが、最高の武官である太尉は常置の官ではないのが實狀であった。而して周勃、灌嬰、周亞夫、田蚡が武帝以前にその官にあったが、彼等が他官に轉ずると後任は置かずに官を罷めている。太尉の職は必要ある時期を限って置かれたものであるともいえる。

武帝の元狩四年に大司馬の位を置き、大將軍衞青、票騎將軍霍去病はともに大司馬となり、票騎將軍の秩祿を大將軍と等しくする令が定められた。これは衞青が戰功が振わぬのに霍去病が大功を立てたために、兩將軍を等しなみに扱うために創り出された制度であったと私は考える。從って朱博傳にあるように「大司馬を置き以て將軍之號に冠らす、印綬官屬有るに非ず」という名譽の爲のものであり、果してこれが職務として太尉に代るものとしてつくられ、太尉の官はその代りに廢止する意圖があったかどうかはわからない。漢書百官表によるとその後宣帝地節三年に大司馬を將軍に冠せず印綬官屬もなくしたことがある。後述の霍禹の權を奪った時のことである。成帝綏和元年には初めて大司馬に金印紫綬を授け、官屬を置き、祿は丞相に比して將軍を去った。大司馬票騎將軍曲陽侯王根を大司馬として官屬を置き、票騎將軍の官を罷めたことを指す。そして御史大夫を大司空とし奉を丞相と等しなみにしたというのである。しかしその後また二歲餘にして朱博の上言により大司空を御史大夫にもどし、丁明を大司馬衞將軍として官屬を置き、大司馬を將軍に冠らせることにし、更に元壽二年また大司馬に印綬を賜い官屬を置いて將軍を去った。從って、前漢では太尉は事實上は武帝初でなくなり、大司馬は極く一時を除いては將軍に對する加官で、官屬も印綬もなかったということになる。それで、その期間は大司馬の官號をいただいた將軍がその職にあたっていたということであり、後漢には常置されていた太尉とは少しく趣を異にするといわなければなるまい。そうすると、將軍で大司馬になっている制度と太尉を置くときとはどの點が違うであろうか。私は兵力の有無であろうと思う。

始元五年、衞太子と自稱する男が公車に現われた時、儁不疑傳によると

長安中吏民聚觀者數萬人、右將軍勒兵闕下、以備非常。

とあるが、右將軍衞尉王莽のことである。漢書百官表で地節三年に大司馬を將軍に冠することをやめたとあるのは次の事情によるが、これは兵に關する資料を提供する。まず宣帝紀地節三年十月の詔に、九月壬申の地震にちなんで「兵を飭り、屯を重ね、久しく百姓を勞するを」避けて「車騎將軍右將軍の屯兵を罷め」ることを命じている。この時車騎將軍

は張安世で、霍光の死後大司馬車騎將軍領尚書事となり數月を經過した所であった。張安世傳によると、

竟拜爲大司馬車騎將軍領尚書事、數月、罷車騎將軍屯兵、更爲衞將軍、兩宮衞尉、城門、北軍兵屬焉。

とある。また右將軍は霍光の子禹であって、同じく張安世傳に

上亦以禹爲大司馬、罷其右將軍屯兵、以虛尊加之、而實奪其衆、後歲餘、禹謀反、夷宗族。

とあり、また霍光傳には

徙光女壻度遼將軍未央衞尉平陵侯范明友爲光祿勳……頃之、復徙光長女壻、長樂衞尉鄧廣漢爲少府、更以禹爲大司馬、冠小冠、亡印綬、罷其右將軍屯兵官屬、特使禹官名與光俱大司馬者、又收范明友度遼將軍印綬、但爲光祿勳、及光中女壻趙平爲散騎騎都尉光祿大夫將屯兵、又收平騎都尉印綬、諸領胡越騎、羽林及兩宮衞將屯兵、悉易以所親許史子弟代之。

と記している。この時の一連の人事移動は、宣帝が親政しようとして霍氏一族を疏外し始めるためであるが、許皇后の父許廣漢の弟許延壽は六年後には彊弩將軍になるし、又同じく廣漢の弟許舜は四年後の元康三年の詔には長樂衞尉としてみえ、許氏が將兵の官に交代したことを裏づける。このように車騎將軍、右將軍は具體的に兵を率いており、霍禹を大司馬にしたのは「虛尊」を加えて實は「其の衆」を奪ったのだという。また范明友は度遼將軍をやめてただ光祿勳になったというのは、やはり度遼將軍の屯兵をやめたのであろう。また騎都尉趙平が領していた胡越騎、羽林及兩宮衞の屯兵のうちの兩宮衞の兵は、少くとも衞將軍になった張安世が支配したのであろう。だから地節三年には將軍の兵力が大削減されたのであるが、この資料は逆に霍光が如何に大兵力を背景とした軍事政權であったかということを實證する。またひいては間接的にその後、後漢にいたるまでも含めて、外戚が必ず將軍になって權力を握った理由を物語るものであって、領尚書事と共に外戚の權力構造の基礎には將軍の屯兵という武力があったことを輕視してはならないのである。

次に衞將軍張安世の領した兵のうち城門とあるものについて多少考察をしておく必要がある。武帝紀の征和二年七月の

條に、

　桉道侯韓說使者江充等、掘蠱太子宮、壬午太子與皇后謀斬充、以節發兵、與丞相劉屈氂大戰長安、死者數萬人、庚寅太子亡、皇后自殺、初置城門屯兵、更節加黃旄。

という記事があり、戾太子の亂があって後、その事件に懲りて置かれたのが城門の屯兵である。丞相の軍は戾太子の軍が漢の節を持っており、丞相の軍と同じ節であるため區別がならず、黃旄を加えたのであるが、この內亂は漢朝に大きな衝擊であったに違いない。長安城の城門に置かれた屯兵を率いたのは城門校尉で、漢書百官公卿表では

　城門校尉、掌京師城門屯兵、有司馬、十二城門候。

とあり、中壘、屯騎、步兵、越騎、長水、胡騎、射聲、虎賁の八校尉の前に記され、「凡そ八校尉は皆武帝初めて置く、丞、司馬有り」とし、顏師古は城門はこの中に入らぬと注しているが、本紀にてらして城門校尉も武帝の設置である。先にひいた霍光傳中、光の中女壻趙平が騎都尉として領していた兵の中に胡越騎があるが、越騎校尉、胡騎校尉の兵のことであろう。ところで城門の屯兵は大將軍又は車騎將軍などの最高の將軍が監領していたのではなかろうか。例えば王鳳の死後王音が車騎將軍となった時、成帝は王鳳を繼ぐのに最も有力候補であった王譚を特進侯とし城門の兵を領せしめようとし、これは于永の進言で王譚はうけなかったが、王譚の死後弟の王商は特進侯となり、城門の兵を領し、「吏を擧ぐること將軍府の如くなるを得」た。人事の選擧權を得たのである。また王章に代って王商が衞將軍となると紅陽侯王立が特進侯となって城門の兵を領し、王莽が太傅となると太師孔光に城門の兵を領せしめており、いずれも最高の將軍と同格又はそれに近い人物に領せしめて優遇をしめす表現になっている。于永の表現によれば「管籥を外に執る」ことであるが、こういう習慣は王氏が將軍になるようになって以後のことで、それ以前は最高の將軍の重要な權限とされていたことを裏づけるものと理解したい。

むすび

前節にいたるまで諸方面より將軍の官について考察してきた。今大筋をまとめると次のようになる。

内に對しては皇帝權の重要な部分である賞罰權を委讓され、外に對しては皇帝の爪牙として背叛する者を伐つという將軍の官は本質的に常置さるべきものではなかった。ところが戾太子の反亂に苦しんだ武帝は、自己の死に臨んで霍光等を將軍の官につけて幼帝の保護をさせようとした。新帝の卽位に際し、親近の者が將軍となり不虞に備えることは武帝以前よりも存したが、例のない皇太子の反亂とその直後の皇帝の死、しかもその皇太子は國内の何處かに生きている可能性があるという狀況下では新帝の護衛には大きな兵力を必要としたし、幼年の皇帝が立ったため、後見としての將軍を必要とする期間も長かった。その上昭帝が早く崩ずるという事態が加わったために將軍は常置の官のようになってしまったのである。宣帝は霍光、張安世等の功臣の死と共に彼等の特權と兵力とを回收してゆき、帝の末年は外戚の車騎將軍許延壽の死後は、老將後將軍趙充國のみが殘り、甘露年間は殆んど將軍がないも同樣の時代になったが、宣帝の死、元帝の卽位の際、例によって史高が將軍になって非常に備えると、霍光の開いた將軍の新例がすべて生きかえったと思われるのである。將軍になり尙書事を領すという、兵力と機密とを把握する形式が外戚の基本構造となってしまうのである。

王莽の時に將軍號は亂發され、また一方反王莽軍側も、反新の擧兵に際しては漢代の反亂がそうであったように將軍を自稱して多くの將軍が生まれた。光武帝はこれらの將軍を自稱する者を自軍に加えて帝中心の後漢帝國を形成してゆき、建武十三年四月に大司馬吳漢が蜀より歸還した所で功臣に對して增邑功封を行なったが、この天下平定の機會に左右將軍の官を罷めた。時に左將軍は賈復、右將軍は鄧禹であったが、後漢書賈復傳に

復、知帝欲偃干戈脩文德、不欲功臣擁衆京師、乃與高密侯鄧禹、並剽甲兵、敦儒學、帝深然之、遂罷左右將軍。

とあり、また建威大將軍耿弇、建義大將軍朱祐、建義大將軍陳俊などの大將軍等も印綬を上った。本稿に考證した大將

軍、左右將軍が前漢末に持っていた特權を再び持たしめぬように配慮したに違いない。

建武十三年の左右將軍廢止はこの意味で單なる兵權剝奪・軍備縮少のみならず、霍光以來の武官支配、將軍職の政治介入を止めたと解し得て極めて重大な意義を持つものと思料されるのである。

なお本稿では將軍麾下の兵について考えることが出來なかった。將を語って兵を語らぬ憾みはあるが、漢代の兵制の難かしいことは衆知の通りである。從來の研究が兵の方から接近を試みられていた點を考えて別の角度より考察を試みた。大方の教示を得れば幸甚である。

註

① 漢書卷三十四韓信列傳。

② 第二節に將軍任命の資料を皇帝ごとに番號をつけてかかげた。文7は文帝の七番目の資料の意味である。以下同じ。周亞夫の挿話は漢書卷四十周勃傳。

③ 漢書卷五四李廣傳。

④ 誓については栗原朋信氏に「封爵之誓についての小研究」(『秦漢史の研究』所收)、約束については增淵龍夫氏に「戰國秦漢時代における集團の「約」について」(『中國古代の社會と國家』第四章)の優れた研究がある。私は考えの重點の置き方をより軍事的な面に置いてみたので敢えて意見を述べることにした。なお誓について常に引用される禮記曲禮の「諸侯未及期相見曰遇、相見於郤地曰會、諸侯使大夫問於諸侯曰聘、約信曰誓、涖牲曰盟」とある文中の誓に相當するもの、すなわち諸侯が「言語による約束」をとりかわし、「牲を殺して歃る」ことをせぬ場合について左傳では、「胥命(あい命ず)」といい、桓公三年の經、莊公二十一年の傳に例があり、公羊傳ではこれが「正に近し」とし、穀梁傳も「古に近し」とする。そして左傳における誓は軍に誓う誓のほかに私誓がある。隱公元年、宣公十七年、成公十一年、襄公十八年などの各年の傳にみえる誓はみなこの私誓である。

⑤ 松本雅明氏の『春秋戰國における尙書の展開』など參照。

⑥ 漢書胡建傳に「三王或誓於軍中、欲民先成其慮也、或誓於軍門之外、欲民先意以待事也、或將交刃而誓、致民志也」という語がみえている。先にふれた栗原氏の論文中に誓が命であり、一方的な命令であることを述べられているが、王の命であること、誓の出る時期が樣々であることなどをしめす資料である。

⑦ 先にふれた說苑卷一五指武篇の文も同樣の資料である。

⑧ 漢書文帝紀に、代王であった文帝に群臣が卽位を請うた際に「群臣皆伏固請、代王西鄉讓者三、南鄉讓者再」とあり、注に「賓主位東西面、君臣位南北面、故西鄉坐三讓不受云々」とある。

⑨ 九錫の第七に鈇鉞があるのも同様の意味であろう。漢書武帝紀元朔元年十一月の條の應劭の注參照。また王莽傳には九錫を加えられ、「左建朱鉞、右建金戚」とある。

⑩ 兵刑一致の思想については小島祐馬氏が「支那に於ける刑罰の起源に就いて」(『古代支那研究』所收)の中でこの資料を引いて班固が「兵の起源を以て外族の討伐に在りとし、且その兵を以て刑の最重要な部分と考えていたもの」とされた。また故守屋美都雄博士は「中國古代法形成過程における若干の問題」の中で漢書刑法志の兵刑の關係について考證を加えていられる(『前近代アジアの法と社會』所收)。王鳴盛は十七史商榷卷十一の刑法志三非で「語出魯語、班氏據此、故以戰守之兵、與墨劓等刑、合爲一志、畢竟刑平時所用、兵征討所用、二者不可合、班氏雖有此作、後世諸史無從之者、一非也。」としているが、確かに後世に例のない思想であるだけにその意味づけ位置づけにつき識者の教示を得たい。

⑪ 漢書項籍傳顏師古注に「質謂鑕也、古者斬人加於鑕上而斫之也」とあり、張蒼傳にも「蒼當斬、解衣伏質」、王訢傳にも「訢已解衣伏質」とある。

⑫ 周禮秋官掌戮注。

⑬ 布目潮渢氏「漢律體系化の試論」二漢代の死刑の種類(東方學報京都二七冊)。なお布目氏は棄市は刀刃を以て首を斬ったとされる。

⑭ 漢書翟方進傳。

⑮ 後漢書劉盆子傳。

⑯ 後漢書光武帝紀その他。

⑰ 櫻井芳朗氏「御史制度の形成」(東洋學報二三ノ二、三)。

⑱ 後漢書輿服志に「武吏常赤幘、成其威也」とあるが、繡衣、絳衣いずれの表現をとっても武吏に準ずる意味での「赤」い衣服をつけたのであろう。

⑲ 周禮地官旅師注。

⑳ 費誓篇。

㉑ 晉書刑法志の魏律序略に「廐律有乏軍之興……乏軍要斬」とある。

㉒ 漢書卷七六 趙廣漢傳。

㉓ 漢書卷八九 黃霸傳。

㉔ 漢書卷七〇 段會宗傳。

㉕ 唐蒙使略通夜郎僰中、發巴蜀吏卒千人、郡又多發轉漕萬餘人、用軍興法、誅其渠率、巴蜀民大驚恐。上聞之乃遣相如……諭告巴蜀民……廢有兵革之事、戰鬪之患、今聞其乃發軍興制、驚懼子弟、憂患長老。(漢書卷五七下司馬相如傳)

㉖ 令については大庭脩「漢代詔書の形態について」(史泉二六號)を參照されたい。

㉗ 大庭脩「制詔御史長沙王忠其定著令」について(史泉三〇號)においても別の角度からこの點にふれた。

㉘ 漢書卷四一灌嬰傳。

㉙ 漢書卷四一欵歙傳には欵歙が車騎將軍になったという記事がある。同時に車騎將軍を二人置いたとは考えられぬから、後の經歷を參考すると灌嬰の可能性が高い。

㉚ 漢書卷四一灌嬰傳。

㉛ 漢書卷三七季布傳によると、匈奴の單于から呂太后にあて嫚

書が送られてきた時の會議で、「上將軍樊噲曰」と樊噲が上將軍であったと思われる根據があるが、匈奴傳では季布の言葉に「前陳豨反於代、漢兵三十二萬、噲爲上將軍、時匈奴圍高帝於平城、噲不能解圍」とあって、高祖の十一年のことになっている。

㉜ 漢書卷三五燕王劉澤傳。

㉝ 文帝紀に群臣の上議をのせ「丞相臣平、太尉臣勃、大將軍臣武、御史大夫臣蒼」云云とあり、服虔は大將軍は柴武であると注をしている。しかし漢書補注にひく錢大昭説のとおり、灌嬰でなければならぬことは明らかである。

㉞ 柴武は史記高祖功臣侯者年表の棘武侯の條や漢書文帝紀臣瓚注などに陳武という姓をしるしている。ただ高祖十一年(高3)に將軍柴武があることは柴姓を認める根據になる一方、文帝十四年(文6)、後六年(文7)、後七年(文8)には將軍張武があって張姓の根據となろう。歸結するわけにゆかない。

㉟ 三十六將軍を將いたことは吳王濞傳にみえる。この時に將軍になったことが傳でわかる人は韓頹當(韓王信傳)、公孫昆邪(公孫賀傳)、江都易王非(景十三王傳)、韓安國・張明(梁孝王傳)、直不疑(本傳)、衞綰(本傳)などである。

㊱ 本紀には中尉程不識とあるが補注に從って改めた。

㊲ 漢書二五上五行志によると景帝後三年、齊人少翁が方術によって文成將軍になったことがみえ、また樂大については「迺拜大爲五利將軍、居月餘得四印、得天士將軍、地士將軍、大通將軍印」とあり、「天子又刻玉印曰天道將軍、使使衣羽衣、夜立白茅上、五利將軍亦衣羽衣、立白茅上、受印以視不臣也」とも

ある。神仙方術の事であるので一應除外しておく。

㊳ 昭帝紀には始元四年の條も元鳳元年の條も驃騎將軍に作るが、百官表及び漢書九七上外戚傳は車騎將軍に作る。驃騎將軍は大將軍と同等であるから、霍光に對して驃騎將軍を置く筈はないであろうという推定と、車騎將軍金日磾の死後を埋めたと考えて車騎將軍をとる。

㊴ 常惠傳によると典屬國は故の如しとある。

㊵ 馮奉世傳には奮武將軍とある。いずれが正しいか明らかでない。

㊶ 百官表では尹岑を右將軍とするが、補注王先謙説に從い後將軍とする。

㊷ 百官表では元壽三年がないにも拘らず三年を置くという誤まりがあるので、記載に混亂がある。哀5哀6に關しては私なりに辻褄をあわせてみると本文のようになる。

㊸ 例えば漢書項籍傳による。

㊹ この例も實は上將軍ではなくて神仙方術の方の五利將軍であることは注㊲にしめした通りである。

㊺ 水經注渭水の條に、周勃・周亞夫の冢の存在が記されているが、その場所に比定すべき所から立俑、騎馬俑が莫大な數量出土した事が「陝西省咸陽市楊家灣出土大批西漢彩繪陶俑」(文物一九六六年三期所載)にみえている。騎馬俑だけでも五八〇もあり、立俑の姿も兵士と思われる。詳細な報告が出ることを期待している。

㊻ 南北軍に關しては濱口重國氏「兩漢の南北軍について」(『秦漢隋唐史の研究』上卷所收)參照。

㊼ 漢書卷七八蕭由傳に「哀帝崩時爲復土校尉」、卷七九馮逡傳に「建昭中選爲復土校尉」、卷九二原涉傳に「文母太后葬時守復土校尉」とある復土校尉は同じ任務を持った校尉であろう。復土將軍を置くか復土校尉を置くかは葬の規模、人數の動員量によるものであろう。

㊽ 後漢書章帝紀、建初二年八月、馬防は行車騎將軍として羌を伐ち、三年十二月には車騎將軍となっている。行官があることは眞官が常官であることを意味する。徐晃は裨將軍、偏將軍、横野將軍、平寇將軍、右將軍と昇進する（三國志一七）。こういう昇進があるということはそれぞれの將軍が常官に固定されていることである。後世のこういう狀態への變化は改めて考察せねばならない。そして越智重明氏によって解明された魏晉南朝の將軍へのつながりを考えたいと思っている。越智重明氏「領軍將軍と護軍將軍」（東洋學報第四四卷第一號）。

㊾ 漢書六四上嚴助傳に「入燔尋陽樓船」とあり、顏師古注で「漢の樓船の貯尋陽に在り」とする。尋陽が水軍の基地であったらしい。

㊿ 漢書卷五五衛青傳。

(51) 漢書卷一〇成帝紀如淳注に引く。

(52) 定令とは定著令と同じく著令文言であると考える。著令文言に關しては大庭脩「漢代詔書の形態について」（史泉第二六號所收）を參照されたい。

(53) 吳王濞傳のその文章は八六頁にある。

(54) 後漢書卷二九鮑永傳。裨將軍、偏將軍と昇進する一例は注㊽にもあげた。

(55) 古代史講座一一『古代における政治と民衆』所收。

(56) 增淵龍夫氏『中國古代の社會と國家』第二章四　武帝以降の官僚制における黨派の發生。

(57) 勞榦氏「論漢代的內朝與外朝」歷史語言研究所集刊一三。

(58) 漢書卷六九辛慶忌傳。

(59) 本傳には後將軍少府とあるが、劉敞は百官表により少府にはいっていないとし、王先謙は長信少府であるとする。今は論旨に關係がないので後將軍とのみにとどめた。

(60) 漢書卷五九張安世傳。

(61) 漢書卷七〇常惠傳、太子遂以惠爲右將軍、典屬國如故。

(62) 前揭(55)。

(63) 加藤繁氏「漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」九（『支那經濟史考證』上所收）。

(64) 百官表では本始三年に于定國が水衡都尉となる。注(59)の少府を私は水衡都尉の誤まりと考える。なお百官表では前將軍韓增も前職を水衡都尉とする（昭7）が、水衡都尉が二人では理にあわない。

(65) 衛宏の漢官舊儀に舊制、吏（原作令）六百石以上、尙書調拜遷、四百石長相至二百石丞相調、中都官百石大鴻臚調、郡國百石二千石調とある。大庭脩「漢代官吏の辭令について」（關西大學文學論集一〇ノ一所收）參照。

(66) 前揭「漢代官吏の辭令について」の中でこの問題にふれたことがある。

(67) 節については別稿で述べたい。